

(国家賠償請求事件、青森地裁弘前支
部昭和二十五年五月二十一号、昭和五
六年四月二十四日判決、一部認容(控訴)
27)

△参照条文

一につき、国賠法一条
二につき、国賠法四条、民
法七一〇条・七一一条

凡 例

一 賄語

「原一審」「原一審裁判所」——青森地方
裁判所弘前支部

「原二審」「原二審裁判所」——確定判決
をした仙台高等裁判所

「棄却審」——再審請求棄却決定をした仙
台高等裁判所

「異議審」——再審開始決定をした仙台高
等裁判所

「再審」、「再審裁判所」——再審判決をし
た仙台高等裁判所

二 証拠の表示

本判決理由のなかで引用する書証は、すべてその成立（写真についてはそれぞれ提出者主張のとおりの状況をその撮影年月日に撮影したものであること、写で提出されたものについては原本の存在とその成立）に争いのないものであるから、いちいちそのことをことわらない。

昭和五二年（昭和五二年四月二五日）第一号国家賠償請求事件

判決

原 告 那須 隆

△ほか九名▽

右一〇名訴訟代理人弁護士

同 松坂 清

同 青木 正芳

同 竹田 周平

同 南出 一雄

被 告 国

右代表者法務大臣

奥野 誠亮

右指定代理人

宮村 素之

△ほか四名▽

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は原告らに対し、それぞれ別紙（請求金額明細表中「請求金合計額」欄記載の各金員及びこれらに対する昭和五二年一〇月二八日から支払いまでの年五分の割合による金員）を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

第二 当事者の主張

一 被告は原告那須隆に対し金九六〇万

一 請求原因

二四〇円及びこれに対する昭和五二年一〇月二八日から支払いまでの年五分の割合による金員を支払え。

二 原告那須隆のその他の請求及びその余の原告らの請求をいずれも棄却す

る。

三 訴訟費用は、原告那須隆と被告との間においては、原告那須隆に生じた費用の五分の一を被告の負担とし、その余は各自の負担とし、その他の原告らと被告との間においては全部その余の原告らの各負担とする。

四 この判決は第一項に限り仮りに執行することができる。

〔一〕無罪判決確定に至る経緯
（一）原告那須とみ（以下「原告とみ」という。その余の原告についても、以下姓を省略し、名のみで表示する。）は、亡■（昭和四六年九月一七日死亡、以下「亡■」）といふ。妻であり、原告隆の間に生まれた子である。

（二）原告隆は、昭和二四年八月二二日、弘前大学教授松永藤雄の妻■を殺害し

たとの被疑事実により逮捕されて、勾留、鑑定留置された後、同年一〇月二二日には

刑件の銃砲等所持禁止令違反の被疑事実でも逮捕、勾留されて、身柄拘束のまま、同年二二日、同令違反の罪で青森地方裁判所

弘前支部に起訴され、さらに、同日前記殺人の罪により再逮捕されたうえ、これについても身柄拘束のまま、同月二十四日、別紙（記載の公訴事実により同支部に起訴された。右両事件を併合審理した同支部は、昭和二六年一月一二日、殺人の点につき無罪の判決を、銃砲等所持禁止令違反の点につ

いては罰金五〇〇円に処する旨の判決を言い渡したので、原告隆は同日一旦身柄の拘束を解かれたが、同判決に対し検察官から控訴がなされた。原二審裁判所は、昭和二七年五月三一日、原判決を破棄し、殺人及び銃砲等所持禁止令違反の各罪につき、

（二）被告の責任
（一）殺人の点につき原告隆を有罪とすべき証拠は何一つ存在しなかつたにもかかわらず、前記一記載のとおり、同原告に対し

有罪判決が言い渡され、同原告がその刑の執行を受けたのは、以下に述べるような検

査、訴追、裁判各機關の故意または過失によるとの判断を言い渡した。そして、同年三月二日右判決が確定すると同時に、原告

隆に対する殺人の点についても無罪が確定した。

隆は、原二審裁判所において前記有罪判決が言い渡された後の昭和二七年六月五日から再び身柄を拘束され、以来この状態は仮

出獄をする昭和三八年一月八日まで続いた。

（二）原告隆は、昭和四六年七月一三日、殺人にに関する有罪判決について再審請求を行ったところ、仙台高等裁判所は、昭和五年七月一三日、再審開始の決定をなしたうえ、審理の結果、昭和五二年二月二十五日、殺人の点に関する検察官の控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。そして、同年三月二日右判決が確定すると同時に、原告

隆に対する殺人の点についても無罪が確定した。

（三）原二審の前記有罪判決においては、原告隆が着用していた海軍用開襟白シャツ（以下「本件白シャツ」という。）に殺害された被害者の血液型と同じ血液型の血痕が付着していたとされ、これが最も重要な直接証拠となり、同原告が犯人と認定されたのであるが、本件白シャツが押収さ

れた当時、右血痕は付着していないかったものであった、これは当時の捜査当局が押収

後偽造したものである。

(2) また、原二審の有罪判決においては、原告隆が使用していた白ズック靴（以下「本件白靴」という。）の斑痕も人血痕とされ、その旨の鑑定書も作成されていたことから、有罪認定の直接証拠とされたが、右斑痕は血痕ではないうえ、人血痕であるとの右鑑定書は、事実に基づかないで作成された虚偽のものである。

(3) さらに、検査官は、原告隆を犯人と決めつけ、事件発生の翌日にはいまだ被疑者も判明していないなかたにもかかわらず、これが判明していたかの如く仮装するため、事件発生の翌日には実況見分を実施し、同日付で作成されたその調書にまで「被疑者那須隆」と記載しているのであって、これらのことからしても検査官が後日実況見分調書を書き変えたことは明らかである。

(4) 以上のとおり、誤判を生み出した違法行為は、まず、検査官の右のような違法な検査活動に存したのである。

(3) 検査官の不法行為

(1) 見込み逮捕、勾留等の違法な検査の経緯

昭和二四年八月二一日夜、原告隆が友人である■宅に遊びに行つた際、同人宅に預けて来た本件白靴を、同夜またま同所に立ち寄った警察官■が本人の同意も得ずに勝手に持ち去り、これを弘前市警察署長山本正太郎らに示したところ、同署長らは適式な手続を踏むことなく、当時公安委員をしていた松木明作に持参して

同人にその鑑定を依頼した。右鑑定の結果

によつても、原告隆が犯人であるとの明確な結論は出されなかつたにもかかわらず、

事件発生後犯人割り出しの見通しが立たず、焦っていた右山本らは、同月二二日、原告隆を單なる見込みで逮捕した。逮捕當

日、右山本らは、原告隆の自宅から本件白シャツ等を押収したが、これらも全くの見

込みによるものであつたため、犯行と結びつくものは何も得られなかつた。そこで、

翌日、再び強制検査をなして同原告の自宅からシャツ等の衣類多数を押収したばかりでなく、同月二五日にも任意提出の形式で残りの衣類を押収した。これらの押収は、見込みで逮捕したことの上回る見込み押収であり、何かあるのではないかという漠然とした容疑に基づくもので、実質的には明らかに違法なものである。青森地方検察官は、右のような検査の状況を十分把握していたのであるから、これを直ちに是正すべきであったのに、これを怠り、かえつて殺人の被疑事実につき勾留の請求や勾留延長の請求をなし、違法な検査を黙認継続した。

(2) 違法な鑑定留置による身柄拘束

勾留期間満了間近になつた昭和二四年九月一〇日から同月一二日にかけて、各鑑定の結果によつても本件白シャツ、本件白靴からは原告隆と犯行とを結びつけるものは全く得られず、他方、同原告は取調べにおいて偽造されたことを知悉しておりながら、原告隆に対し本件白シャツや本件白靴を示して取り調べたことは一度もなく、右鑑定書と全く異なる内容の本件白靴に関する松木

明、■作成の同月一九日付鑑定書を

すべきであつたところ、違法にも精神鑑定を証拠として原告隆を起訴したのである。し

かも、右鑑定書は、■、平嶋侃一作成の鑑定留置するに当り、検査官が求めた

鑑定事項は、「被疑者那須隆の本件犯行当

時及び現在における精神状態」という内容のもので、原告隆が犯人であることを前提とした極めて危険、かつ、違法性の強いものであった。

(3) 公訴提起の違法性

(4) 検査官が原告隆を殺人の罪で起訴するに先き立ち、同原告を逮捕、勾留するに至つたのは、同原告が■宅に預けられた本件白靴を持ち出し、その鑑定を松木医師に依頼したところ、右白靴に被害者の血液型と同じB型の血痕が付着していいたとの鑑定結果が出たことによるものである。ところが、逮捕状請求前に行つた本件白靴の鑑定の結果及びその後になされた二回目の鑑定結果を含わせ記載した松木明作成の昭和二四年一〇月四日付鑑定書には、血液型については試料不足のため検出不確実であったと記載されており、したがつて、検査官が逮捕状請求の資料とした鑑定結果は実際には存在しなかつたことが明らかである。しかし、検査官は、右事實を知りながら、右松木明作成の昭和二四年一〇月四日付鑑定書の存在を秘し、かつまた証拠は実際には存在しなかつたことが明らかである。しかし、検査官は、右事實を知りながら、右松木明作成の昭和二四年一〇月四日付鑑定書の存在を秘し、かつまた証拠は

視し、右三木鑑定書に依拠して公訴を提起した。

(4) 訴訟追行の違法性

検査官は、その職務上真実義務を負つているのに、(1)当初の逮捕、勾留に関する資料を弁護人の要求や裁判所の勧告にもかかわらず無罪判決確定に至るまで開示、提出することをかたくなに拒み、(2)検査過程において作成された矛盾する鑑定書の一部を再審公判まで遮蔽し続け、また、当初の鑑定書や鑑定経緯を明らかにする資料の公判廷への提出を拒み、(3)検査官請求の証人引

田一雄に対しても、鑑定経緯の矛盾や証拠と全く異なる内容の本件白靴に関する松木

証拠調期日（昭和年月日）		場所（都市）		証拠調の内容	
1	四七・三・八	仙	台	証人尋問	前
2	四七・三・二七～四七・三・三一	弘	戸	証人尋問、検証	右同
3	四七・四・一	八	証人尋問		
4	四七・七・一〇	東	京	右同	
5	四七・七・一九	仙	台	右同	
6	四七・八・八、四七・八・九	東	京	右同	
7	四七・一二・一九	東	京	右同	
8	四八・九・二六	前	右同		
9	五一・三・五、五一・三・六	弘	右同		
10	五一・三・二五	仙	台		
11	五一・四・二六	前	右同		
12	五一・五・三一	右同	右同		

支出を強いることになつた金員を工面するためには資産を売却するという形で失うに至つたその経済的事象全体を見なければ、損害の実態を正確に見たことにはならない。そこで、亡■が売却の形で失つた前記土地建物を現在買い戻すと仮定した場合の価額を算出し、その半額は損害として当然に請求しうると解すべきである。ところで、売却した土地の昭和五四年度の固定資産税評価額は八六二万八九七二円（建物は現存しない。）であるから、これと時価との常識的な金額差を考慮したうえ、右の考え方従うとすれば、亡■の財産的損害としてはあつても、多額に過ぎることはない。

四 その余の原告ら

亡■は、関係各機関の前記不法行為により、突然わが子に殺人犯の汚名が着せられることになり、その社会的名誉を一挙に失った。特に同人は長い間裁判所に勤務していた経歴を有する者であるだけに、その後の生活は、社会生活の前面に出ることが非常に困難になり、俗にいう日影の生活に陥ってしまったことは理解に難くない。同人はいつか冤罪を晴らすべく、服役中の原告を激励し、かつ、再審請求のため多大の努力を続けたが、ついにわが子が汚名を晴らす様子を見ることもなく、永遠の眠りについた。このように、亡■の被つた精神的苦痛は、原告が生命を害されたときにも比肩すべきものであるから、自己の権利についても斟酌し得るところであつた。

その余の原告らは、すべて原告隆の妹であり、昭和二四年八月當時、原告が婚姻により、原告が勤務のため別居していたほかは原告隆と同居していた者であるが、原告隆が殺人者の汚名を着せられたため、ある者は嫁ぎ先で夫の実家及びその親族から一切の交際を断たれ、夫死亡後は全く没交渉となり、先祖の祭祀にすら関与させられない扱いを受けるに至った。また、ある者は、看護婦としての勤務も担当患者から拒まれ、勤務先からは國家試験受験手続すらとつてもらえず、昇給等でも差別されたうえ、国立病院から退職を余儀なくされたため、劣悪な条件で私立病院を転々とせざるを得ない事態に至った。また、ある者は教職に留まることが許されず、辞して

(3) 相続
原告らは、昭和四六年九月一七日、亡■の死亡により、同人の被告に対する右(1)及び(2)の損害賠償請求権を別紙(1)の請求金額明細表中「亡■」の損害賠償請求権の相続分欄記載のとおり相続した。

「たん決定した就職が身評議會により取り消されるなどし、ある者は上司から職場の男性と親しまないよう注意されたばかりでなく、普通の勤務態度でいることすら否定され、ある者は勤務先で店員として軽微中あるいは通勤途中、「人殺しの那須の身内」という呼ばれ方をするなど、一步家を出るとその人格を無視されるような社会生活を強いられてきたのである。これは単に社会的な扱いにおいてだけでなく、原告隆が有罪判決を受けた際負担を命ぜられた訴訟費用について執行免除を申し立てた裁判の中でも、父母に資産があり、弟妹が稼働して収入があるのであるから免除しないとされ、実質的には原告ら全員にその支払義務が確認されるなど、原告ら全員が冤罪の汚名のもとに生活することを強いられたのである。これらの社会的、法律的待遇は、すべて前記誤判とこれを生み出した前記各機関の不法行為に基づくものであり、このために原告隆及び同とみを除くその余の原告らは、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべき精神的苦痛を受けたから、被告はその余の原告らに対し、各金三〇〇万円の慰謝料を支払うべきである。

④ 弁護士費用

原告らは、本訴の提起、追行を専門一雄ら四名の弁護士に委任したから、原告らは少なくとも請求額の各一割（原告隆については金四七〇万円）を弁護士費用として右弁護士に支払う義務があるところ、これも本件不法行為と相当因果関係のある損害であるから、被告はこれを賠償する責任があ

る。

(A) 以上によれば、原告らの請求額は、

官の各職務行為につき国家賠償法上の責任主体であることは認める。

(B) 同2(1)のうち、被告が裁判官、検察にその誤りを指摘しておくこととする。

1 松木明、■の鑑定人としての資質について

原告ら各自の被つた損害額に亡■の損害賠償請求権の相続分をそれぞれ加算したうえ、原告隆についてだけは損害の填補を受けた分を控除し、これに右回記載の弁護士費用を各加算した額となるが、これを表にすれば、別紙(1)のとおりである。

4 よって、原告らは被告に対し、國家賠償法一条または民法七〇九条ないし七一一条に基づき、損害賠償として別紙(1)の請求金額明細表中「請求金合計額」欄記載の各金員及びこれらに対する本件不法行為の日より後である昭和五二年一〇月二八日から各支払いずみまで民法所定期五年分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

二 請求原因に対する認否

1 請求原因1(1)ないし(3)は認める。

2(1) 同2(1)につき、再審判決において、「本件が被告人（原告隆を指す。）の犯行であることを認めるに足る証拠は何一つ存在しない」との判示がなされたことは認められるが、その余は争う。

2(2) 同2(2)のうち、原二審の有罪判決においては、本件白シャツに血痕が付着していたとされ、これが直接証拠となつたことと、本件白靴の斑痕も人血痕とされ、これが直接証拠となつたことは認めるが、その余はすべて争う。

2(3) 同2(3)のうち、原二審の有罪判決においては、原告らの身元を認めたことは認められるが、その余は争う。

三 被告の主張

本件における被告の主張は、被告提出にかかる別紙準備書面(1)ないし四記載のとおりである。

四 被告の主張に対する原告らの反論

被告の主張は刑事裁判の手続形成の重要な意義を理解せず、鑑定書の記載についての認定をしたこと、上告裁判所が上告を棄却したことは認めるが、その余は争う。

この誤りを指摘しておることとする。

1 松木明、■の鑑定人としての資質について

松木明は確かに生人血液の鑑定を多く手がけていた医師であるが、同人の研究テーマは人間の血液型の分布等、人間から生血液を採取してのそれであり、法医学的なものは全く異なっていた。しかも、同人は、斑痕が人血痕であるか否かについて鑑定をしたのは本件が初めてであるというのであり、同人が裁判所に勤務していた経歴を有すること、同人は昭和四六年九月一七日死亡したことは認めるが、その余はすべて争う。

2(1) 同3(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。原告隆は、原告隆及び同とみを除くその余の原告らは、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべき精神的苦痛を受けたから、被告はその余の原告らに対し、各金三〇〇万円の慰謝料を支払うべきである。再審請求が問題になつた段階で、同人ははじめて自分のなした鑑定につき正式に死亡したことは認めるが、その余はすべて争う。

2(2) 同3(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。原告隆は、原告隆及び同とみを除くその余の原告らは、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべき精神的苦痛を受けたから、被告はその余の原告らに対し、各金三〇〇万円の慰謝料を支払うべきである。

3(1) 同3(1)のうち、原告隆は、遠捕された當時二五歳の独身青年であつて、旧制中学校を卒業しており、当時無職であったこと、同人は昭和三八年一月八日まで拘禁生活を余儀なくされたこと、昭和五二年八月三〇日、刑事補償法に基づく補償金として金一三九九万六八〇〇円の交付を受けたことは認めるが、その余はすべて争う。

3(2) 同3(2)のうち、原告隆の父である、同人が裁判所に勤務していた経歴を有すること、同人は昭和四六年九月一七日死亡したことは認めるが、その余はすべて争う。

4(1) 同4(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。原告隆は、原告隆及び同とみを除くその余の原告らは、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべき精神的苦痛を受けたから、被告はその余の原告らに対し、各金三〇〇万円の慰謝料を支払うべきである。

4(2) 同4(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

4(3) 同4(3)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

5(1) 同5(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

5(2) 同5(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

6(1) 同6(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

6(2) 同6(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

7(1) 同7(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

7(2) 同7(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

8(1) 同8(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

8(2) 同8(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

9(1) 同9(1)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

9(2) 同9(2)のうち、原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

近を切りとつて行なうこととは通常考え難いことであり、Q式検査等も経験のないものがはじめてやつても十分にやれるうえ、鑑定書の作成年月日が不正確であつても鑑定結果には何ら影響を及ぼすものではなく、ましてやメモ的なものを適当に鑑定書に書き直したので誤りが生じたのは仕方のないことであるなどといった主張を繰り返し、被告に都合の良い構成をしようとする。

しかし、実際は昭和二四年八月二二日か二三日に鑑定したことを「昭和二四年一〇月一七日午後四時に着手し、同一八日午後四時に終つた。」と記載するに至つては、鑑定人が有罪判決確定まで一言もこのよくなことに言及していなかつただけに、この主張自体、被告が本氣で行なつているのであらうかと疑わざにはいられない。刑事裁判において国の権力を行使する立場にある検察官がこの程度の鑑定書をもつて人を訴追し、処罰するということが平然と行なわれているということであろうか。

3 二回にわたる鑑定結果を一回の鑑定結果として記載するなど極めて軽率かつ稚拙であったため誤記等を多々生ずることとなり、また松木医師もこれに十分検討を加えなかつたため、右誤記等を発見するにいたらず、メモ程度のものを鑑定書としたうえ、他人に署名させてこれを提出させたといふことが事実であつたとするならば、正にそのようなことを平然と行なわしめた検察官の責任もまた重大であるといわなければ

第三 証拏人略

理由

判例時報 1002号

3
一回にわたる鑑定結果を一回の鑑定結果として記載するなど極めて軽率かつ稚拙であったため誤記等を多々生ずることとなり、また松木医師もこれに十分検討を加えなかつたため、右誤記等を発見するにいたらず、メモ程度のものを鑑定書としたうえ、他人に署名させてこれを提出させたということが事実であったとするならば、正にそのようなことを平然と行なわしめた検察官の責任もまた重大であるといわなければ

月一七日午後四時に着手し、同一八日午後四時に終った。」と記載するに至っては、鑑定人が有罪判決確定まで一言もこのようなことに言及していないなかっただけに、この主張自体、被告が本気で行なっているのであろうかと疑わざにはいられない。刑事裁判において国の権力を行使する立場にある検察官がこの程度の鑑定書をもつて人を訴追し、処罰するということが平然と行なわれているということであろうか。

がはじめてやつても十分にやれるうえ、鑑定書の作成年月日が不正確であっても鑑定結果には何ら影響を及ぼすものではなく、ましてやメモ的なものを適当に鑑定書に書き直したので誤りが生じたのは仕方のないことであるなどといった主張を繰り返し、被告に都合の良い構成をしようとする。しかし、実際は昭和二四年八月二二日から三日に鑑定したことを「昭和二四年一〇

の原則を無視した暴論であり、全面的に争う。

るが、以下においては、まず訴追機関（検察官）の不法行為として主張されているものうち、公訴の提起、追行の違法性及び故意・過失について判断する。

2 ところで、検察官による公訴の提起とその追行は、刑事案件において単に無罪の判決が確定したというだけで直ちにそれが違法となるものではない。けだし、公訴の提起は、特定の被告人がなした特定の犯罪事實について、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であるから、公訴提起時における検察官の心証としては、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴提起時における各種の検察官手許証拠資料および将来入手することが期待される証拠資料を総合勘案して合理的な判断をなし、その結果有罪判決を期待しうる可能性のあることが必要であり、またそれで足りるからである（最高裁判所昭和五三年一〇月二〇日判決、民集三二巻七号一二六七頁参照）。しかしながら、公訴の提起あるいは公訴追行の各段階において、公訴事実について証拠上合理的な疑問点が存在し、有罪判決を期待しうる可能性が乏しいにもかかわらず、あえて公訴を提起、追行した場合には、その公訴の提起、追行は違法となるものと解するのが相当である。すなわち、理論的には「被告人は有罪の判決があるまでは無罪と推定されると」とはいえ、我が国の現実においては、検察官による公訴の提起、追行により被告人とされた者が社会的に受けける不利益は深

刻である（時として休職処分などの法律上、

（国家公務員法七九条二号、地方公務員法

二八条二項二号など）ないしは契約上（民
間企業における雇用契約や労働協約などに
この種の定めがある場合）の不利益処分を
受けける場合もあるのである。）から、公訴
の提起、追行にあたっては、検察官の主觀
においてはもちろん、客觀的にも犯罪の嫌
疑が十分で、有罪判決を期待しうる合理的
根拠の存することが必要である。そして、
犯罪の嫌疑が十分で、有罪判決を期待しう
る合理的根拠が存するか否かは、当該刑事
事件において裁判所に提出された資料のみ
ならず、公訴の提起、追行の各段階におい
て検察官が入手しているすべての資料及び
将来入手することが期待される資料を十分
検討して判断すべきである。

3 検察官が、刑事事件について捜査
し、公訴を提起し追行するのは、公益の代
表者として行なうのであるから、検察官は、
被疑者・被告人の正当な利益をも擁護する
職責を有するものであり、したがつて、被
疑者を取り調べるに際し、その罪責が明白
になるまでは清白の人として待遇すべきで
あるは勿論、被疑者の弁明に十分に耳を傾
け、物証の取り調べについてはあらゆる角
度から（換言すれば被疑者の有利の面から
も）周密に徹底して取り調べる必要があ
る。また、公訴の提起は、捜査の一応の終
了を意味するのであるから、検察官は、前
記職責に照らし、起訴・不起訴を決するに
あたっても、偏見を去り、予断を避け、穩
健中正の立場で、収集した全ての証拠を公

正に吟味して事案の真相を究明したうえで
事を決しなければならず、検察官が被疑者

の有利な弁解に耳を傾げず、不利な証拠を

過信し、物証の取り調べの徹底を欠き、そ
のために事実の判断を誤り、無辜を起訴
するようなことは絶対に許されないところ
である。検察官が、右の立場から、全ての
証拠を吟味して、なおかつ事実の判断に苦
慮する事案においては、刑事司法の基本理
念である「疑わしきは被告人の利益に」と
の大原則に則り、起訴を差し控えるべきで
あって、奮勇を振って起訴に踏み切るべき
ではない。かかる場合には検察官は、その
職責上、「一〇人の罪人を逃がすとも一人
の無辜を罰する勿れ」の法格言に思いを至
すべきである。検察官の公訴提起に右に述
べ來たった職務上の違法行為があった場合
には、その違法は刑事司法の根幹に関わる
重大な違法であつて、その違法な公訴提起
の結果として、裁判所において有罪判決が
なされ、これが確定したからといって決し
てその違法が治癒されるものではない。無
辜の被告人は、その結果、刑に服すること
になるのであるから、その違法は持続・拡
大こそそれ、治癒されることがないことは
明白である。

4 以上の見地から、本件においては、
まず公訴提起の違法性及び過失ならびに公
訴追行の違法性及び過失の有無について検
討する。

(一) 昭和二四年八月二一日午後一時こ
ろ、弘前市警察署の山本正太郎署長、
巡查部長、
巡查は、本件白靴

▲証拠略▼を総合すれば、以下の事実が
認められる。

(一) 本件白靴は、以前原告隆の父■が
は、同日午後一時ころから翌二三日午前
二時ころまでの間、右靴の紐の部分の擦痕
せずに放置されていたため、原告隆は、昭
和二四年七月上旬ころ、これを■靴屋に
修理に出し、それが四、五日ですんだの

で、以後これを受け取って常用し、本件発

生当時の同年八月六日ころも外出する際に
はよくこれを使用していたこと、同月二一
日午後六時ころ、吉森県弘前市亀ノ甲町■
地所在の■方を訪れたときもこ
れを履いて行つたが、帰宅しようとした同
日午後九時ころには雨が降っていたため、
本件白靴を同人方に預け下駄とかさを借り
て帰宅したこと、同日午後一時ころ、弘

前市警察署巡査■は一万を訪れ、
本件白靴に血痕らしいものが付着している
ことを発見し、これを■の妻の承諾
を得て借り受け、弘前市警察署へ持ち帰つ
たこと、翌二二日付で本件白靴の領置手続
が五箇所づ二列に付いており、そこに一本
がとられたこと、その当時における本件白

木明のもとへ持参し、血液が付着している
か否かの検査を依頼したこと、松木医師

は、同日午後一時ころから翌二三日午前
二時ころまでの間、右靴の紐の部分の擦痕
外数個所につき検査したところ、斑痕は血
液であり、しかも人血であるが、血液型の

判別は不能であるとの結果を得たこと、當
時本件検査を応援するため国家地方警察青
森県本部から弘前市警察署に派遣され、署
長及び捜査課長■警部の下で捜査の
指揮の手伝い等の任にあたつていた■
警部は、同日午前九時ころ、右検査結果
の報告を受け、これを本件を担当していた
青森地方検察官弘前支部検察官沖中益太
(以下「沖中検事」ともいう。)に報告し

たところ、同検事に血液型を確認する必要
がある旨指摘されたうえ、同日朝の検査会
議においても血液型不明のまま逮捕状を請
求するのはおかしいとの意見が出されたの
で、弘前市警察署鑑識課技手■に血
液型を調べるよう指示したこと、そこで、
■技手は、本件白靴を松木医師宅に持参
し、松木医師とともに同日午前九時ころか
ら同日午後三時ころまで検査した結果、血
液型はB型であることが判明したこと、■
警部は、本件白靴にB型の血液が付着し
ていたとの報告を受けるや、直ちに山本署
長、■捜査課長らに報告し、次いで沖中
検事にも報告し、併せて同検事に逮捕状請
求の了承を得る一方、■技手に松木医師

面化するよう命じ、これを疏明資料の一部とし、さらに一件記録を沖中検事に閲読してもらつたうえ、青森地方裁判所弘前支部に原告隆に対する殺人の罪で逮捕状を請求したこと、右請求をするに至つた主たる理由は、(1)犯行現場から原告隆宅に至る路上に連続して血痕があつたこと、(2)松木医師の鑑定により原告隆が同月二一日■■■方に預けて帰つた本件白靴に被害者の血液型と同じB型の血液が付着していることが判明したこと、(3)原告隆は、同月七日、■■■方に赴き、警察が来たら同月六日に■■■宅に泊つたといつてくれと頼むなど故意にアリバイ工作を行なつてゐること、などによるものであつたこと、請求後間もなくして逮捕状が発付されたので、本件捜査に従事していた司法警察員■■■ほか一名は、同月二二日午後七時五〇分ころ、弘前市警察署において、任意取調べ中の原告隆を本件の被疑者として逮捕したこと。

〔三〕ところで、前示のように、本件白靴の検査に当つた松木医師は、捜査当局から正式の鑑定嘱託を受けたものではなく、いわゆる当りをつけるために一応の検査を依頼されたに過ぎないこと、本件白靴は本件を解明するのに最も重要な物的証拠であり、したがつて、後に裁判で問題とされる場合を考え、刑訴法に則り別の権威ある鑑定人に正式の鑑定をしてもらつ必要があつたこと、そこで同月二三日夜の検査会議においてなされた決定に基づき、弘前市警察署長は、同月二四日、当時の青森医学専門学校（のちの弘前大学医学部）法医学教室

の引田一雄教授に本件白靴の鑑定を嘱託したこと、引田教授は、同日、本件白靴の右紐に付着していた小指頭大の褐色の斑痕一箇につきベンチジン試験を実施したところ陽性の反応を示さず陰性であり、さらに本件白靴に付着していた暗色斑痕につきルミノールによる化学発光検査法を実施したところこれも燃光を発しなかつたこと、そのため同教授は本件白靴及びその紐に付着している斑痕は血液との確証を得ないと鑑定をなし、その旨記載した同年九月一日付鑑定書を作成して弘前市警察署長に提出したこと。

〔四〕引田教授の本件白靴に関する右鑑定

において、いずれも血液が付着しているとの鑑定結果が得られなかつたため、山本署長はただちに検察官に赴き、沖中検事にその旨を報告したこと、そして、同年八月二十四日夜の検査会議の席上、右鑑定結果には納得し難い旨の議論が続出したため、改めて国家地方警察本部科学捜査研究所（以下「科搜研」という。）等の最も権威ある機関へ再度鑑定を依頼することに決したこと、その後沖中検事もそのことに同意していましたこと、同月二五日ころ、捜査当局の職員は、引田教授がまだ鑑定を終えていないかつたにもかかわらず、同教授のもとから本件白靴を含む鑑定資料全部を明確な理由も告げずに持ち帰り、同月二六日ころ、國家地方警察青森県本部を通じて科搜研へ鑑定を依頼したこと。

〔五〕もつとも、(1)松木明作成の昭和二四年一〇月四日付鑑定書及び(2)松木明・■■■作成の本件白靴に関する同月一九日付鑑定書の記載によれば、右(1)には同年八月二〇日と同年一〇月四日の二回、右(2)には同月一七日午後四時から同月一八日午後四時まで、それぞれ鑑定をしたと記載されていて置きたいのでメモ程度でよいから簡単に書いておいてほしい旨依頼され、鑑定作業を手伝つてくれた■■■技手にその旨の報告書を作成してもらつたところ、その後やはり鑑定書という形式の書面にしないと都合が悪いといわれ、しかも正式な鑑定書とはしないという前提であつたため、同技手に一連の検査結果を鑑定書に書き改めてもらひ、自らも一応目を通したうえこれに押印したことによるものであること、そして、その際内容の不備な点や事実と異なる点もあつたが、これは正式な鑑定書とはせず、科搜研や東北大学における鑑定書を正式のものとするという捜査当局の言を信じ、ごく軽い気持ちで鑑定嘱託書と題する各書面に押印したものであること、鑑定嘱託書も後日形式を整えるために作成されたものすぎず、松木医師は鑑定嘱託書を受け取つたことはないこと、右の事情は、本件検査過程における松木明作成名義の鑑定書すべてに該当すること。

〔六〕科搜研法医学課警察技官■■■、同平鶴侃の両名は、同年九月一日から同月一

ではなく、検査の進展についてその都度接

查本部からの口頭の要請に基づき、当りをつけるために検査上必要な初步的な検査として行われたものであり、その検査結果も当初松木医師が自分のノートに手控えていたところ、本件での血痕鑑定がすべて終了し、もはや血液に関する検査をする必要が無くなつた同年一〇月下旬ころ（証人松木明の証言によれば、その時期は、起訴後の同年一〇月末ころである）、松木医師の國家警察青森県本部の刑事部長から、これまでの一連の検査結果を警察の記録として残して置きたいのでメモ程度でよいから簡単に書いておいてほしい旨依頼され、鑑定作業を手伝つてくれた■■■技手にその旨の報告書を作成してもらつたところ、その後やはり鑑定書といふ形式の書面にしないと都合が悪いといわれ、しかも正式な鑑定書とはしないという前提であつたため、同技手に一連の検査結果を鑑定書に書き改めてもらひ、自らも一応目を通したうえこれに押印したことによるものであること、そして、その際内容の不備な点や事実と異なる点もあつたが、これは正式な鑑定書とはせず、科搜研や東北大学における鑑定書を正式のものとするという捜査当局の言を信じ、ごく軽い気持ちで鑑定嘱託書と題する各書面に押印したものであること、鑑定嘱託書も後日形式を整えるために作成されたものすぎず、松木医師は鑑定嘱託書を受け取つたことはないこと、右の事情は、本件検査過程における松木明作成名義の鑑定書すべてに該当すること。

〔七〕昭和二四年一〇月四日付松木鑑定書

は、前記のとおり、同年八月二〇日と同年一〇月四日の二回にわたり本件白靴を鑑定したことになつてゐるが、本件白靴が最初に松木医師のもとに運び込まれたのは同年八月二一日午後一時ころであること（領置調書によれば、警察で領置したのは同月二二日である）。右二回の鑑定について、いつの時点でのどのような検査を行い、どのような結果を得たのかが明らかでないことを、本件白靴に関する同年一〇月一九日付松木・鑑定書添付の図表のイ点、図式のア点、オ点に血液反応があつた旨記載されているが、同鑑定書第二の三「(3) 血液試験」の項では、右各点についても同様の試験を行つたが反応がなかつたとの矛盾する記載や、そのいずれとも記載のないものがであること、また、同鑑定書添付の図式のイ点は人血である旨記載されているが、同鑑定書第三の三「(2) 人血試験」及び「(4) 鑑定」の項には、それぞれ図式のイ点につき人血試験を行つた旨及び人血であると認められる旨の記載が全くないという矛盾があること、したがつて、右二通の鑑定書は、その記載内容自体から極めて杜撰なものであるとわかる。

(v) 本件が発生した昭和二四年八月当

時は、新刑事訴訟法が施行された直後であり、警察と検察官との関係においても、司法警察が検察官の指揮を受けて捜査を進めるという從来の関係がほとんどそのまま踏襲されていたこと、特に本件のようなそこの方における重大事件については、警察の捜査会議の結果や重要な捜査活動につい

てはすべて検察官に報告し、終始連絡を取り合つて捜査を進めていたこと、本件捜査本部の幹部の一人である■警部は、ほとんど毎日検察庁へ出かけ、沖中検事に捜査状況を報告するとともに、その指揮監督の下に捜査を進めていたこと、血液に関する鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行なつてのこと、当時、重大事件については、この

ような捜査の進め方が習慣となつていていたこと、當時、重大事件について、この鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行なつていたこと、当時、重大事件については、この

ような捜査の進め方が習慣となつていていたこと、當時、重大事件について、この

鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行なつていたこと、当時、重大事件について、この

鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行なつていたこと、当時、重大事件について、この

鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行なつていたこと、当時、重大事件について、この

鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行なつていたこと、当時、重大事件について、この

▲ 証拠略▼を総合すれば、以下の事実が認められる。

(+) 弘前市警察署の■巡査部長

(二) 同月二四日、弘前市警察署長は、前

日時は必ずしも明らかでない。)

2 本件白シャツに関する検査について

であることが判明したこと（検査本部に血液型が判明したのは、科搜研に鑑定を依頼した同月二六日ころと推定されるが、その

は、青森地方裁判所弘前支部裁判官の発した搜索差押許可状に基づき、警察官数名とともに、昭和二四年八月二一日午後四時ごろから、原告とみ立会いのうち弘前市大字在府町■所在の■宅の捜索に着手し、同日午後五時一五分ころ、那須宅

の玄関から向つて右側八畳間の東側に隣接する六畳間鶴居の釘様の衣服掛けにかけてあった本件白シャツを押収したこと、原告

隆は、本件白シャツを押収される直前まで、これを着て自宅庭の松の木の手入れをしていたのであるが、突然任意同行を求められたため、これを着替えて前記六畳間鶴居の釘様の衣服掛けにかけ、その上で警察へ出頭したこと、本件白シャツは、終戦後

間もないころ原告隆が大湊へ赴いた際たまたまもらい受けたるもので、以後同原告は毎年夏になるとこれを作業用として着用し、本件発生のころにも、また同月二二日庭の松の木の手入れをした際にも着ていたこと、本件白シャツは、襟が開襟型で、左紐が付いている厚手の綿製品であつて、いわゆる七分袖である。

(+) 本件白シャツにつき、検査本部の指示により、同月二三日ころ、前記の本件白靴に関する松木鑑定と同趣旨で松木医師に一応検査してもらつた結果、数日後に、付着している血痕は人血でその血液型はB型

についても、ついに血痕が付着しているとの証明が得られなかつたこと、昭和二四年一〇月四日付松木鑑定書及び同月一九日付松木・鑑定書は、その鑑定依頼の趣旨、鑑定書の作成経緯、記載内容などに照らしても、また引田教授のものと持ち込まれたことは、

同教授に対する鑑定嘱託書記載の鑑定資料と科搜研に対する鑑定嘱託書記載のそれとを比較すれば、前者は後者より白色ズックが引田教授のものと持ち込まれたことは、

同教授に対する鑑定嘱託書記載の鑑定資料と科搜研に対する鑑定嘱託書記載のそれとを比較すれば、前者は後者より白色ズック

靴が一足少ないので他は全く同じ資料であります。しかし前記(+)で説示した事実関係のもとににおいては、検察官沖中益太は、少なくとも右松木鑑定書及び松木・鑑定書

に記載する事実を知っていたものと推認するのが相当であり、またその職掌柄これを知るべき状況にあつたものということができる。

書には鑑定結果として、「本件白シャツの汚斑は血痕であり、血液型はB型の反応を示した。」と記載されていること。

(田) 檢察官沖中益太は、右■・平嶋鑑定書に検討を加えてその記載に疑問を抱き、東京地方検察庁に対し、同年一〇月一四日付検査嘱託書をもって、■・平嶋侃一の両名を取り調べ、その結果を至急報告されたい旨を嘱託したこと、本件白シャツに関する右検査嘱託の内容は、「鑑定の項の二、『海軍シャツ』の汚斑は血痕であり血液型はB型の反応を示した」と記載してあるが此の血痕は人血であるのか又は鳥獸の血であるのか、本鑑定の主眼は人血であるか否かが第一位次いで人血なれば其血液型が第二位であるに拘る血なりや否やの点の記載なきは如何なる理由か」というものであること、これに対する回答として、■・平嶋侃一の両名作成名義の同月一九日付報告書には、「御質問の『人血であるか又は鳥獸魚類の血であるか』に就てですが、検査しに付着していることは証明しえなかつたしながらも、一応人血反応をも検査し（その結果は疑陽性ではないかと認められること、これに対する回答として、■・平嶋侃一の両名作成名義の同月一九日付報告書には、「御質問の『人血であるか又は鳥獸魚類の血であるか』に就てですが、検査しに付着していることは証明しえなかつたがら、念のためA B O式による血液型検査まで実施したことが窺われるのであるから、本件白靴に関する右態度から推して、本件沈降素」によって「人血反応」を調べましたが、使用した『沈降素』の『沈降値』は酷暑の時期に左右されたのか、検査時には沈降素によって『人血反応』を調べました。白シャツについて最も疑わしい汚斑につき十分な検査を実施したものとみうるのであり、他に一見して血痕様の汚斑が存する白シャツについても最も疑わしい汚斑につき十分な検査を実施したものとみうるのであります。これらを看過して、それに付着物は、血痕様の褐色汚斑であったことなどおよそ考へられないこと、しかし

意味しているのではありません。「人血反応」の陽性なりや否やの断定は、非常に微妙なもので検査時には勿論対照として、單無いと信じております。従つて前記の通り明瞭な『陽性反応』を示しませんでしたので大胆な表現は避けて『不詳』と云う表現を用いて鑑定した訳です。」と記載されておりこと、右記載によれば、本件白シャツに付着している汚斑は血痕ではあるが、人血とは断定しえないこと。

(イ) また、検査嘱託に対する回答によれば、■・平嶋侃一の両名は、本件白靴に血痕が付着していることは証明しえなかつたしながらも、一応人血反応をも検査し（その結果は疑陽性ではないかと認められる状態であった）。さらに血痕以外の他の何ものかが付着してはいないかとの深慮から、念のためA B O式による血液型検査まで実施したことが窺われるのであるから、本件白靴に関する右態度から推して、本件沈降素によって『人血反応』を調べましたが、使用した『沈降素』の『沈降値』は酷暑の時期に左右されたのか、検査時には沈降素によって『人血反応』を調べました。白シャツについて最も疑わしい汚斑につき十分な検査を実施したものとみうるのであります。これらを看過して、それに付着物は、血痕様の褐色汚斑であったことなどおよそ考へられないこと、しかし

本件白靴や本件白シャツと同時に、被書者

である松永夫人の血液（犯行現場の臺に付着していたもの）及び被疑者である原告隆の血液についても鑑定がなされたが、そのため検査本部では、右結果が一応判明した同年九月中ころ、松木医師に右両者を識別する方法がないものかを相談し、その結果Q式血液型検査を試みることになったことと、松木医師は、検査に必要な血清を東北大學法医学教室から譲り受けたうえ、これを使用して、まず臺に付着していた被害者の血液と被疑者の生血につき検査したところ、被害者の血液型はQ型、被疑者のそれはQ型であることが判明したこと、その後同年一〇月ころ、科捜研から返還された本件白シャツにつき同様の検査を行ったところ、本件白シャツ付着の血痕はQ型と判明したこと、このとき血痕試験、人血試験などの他の検査は実施しなかつたこと、しかしながら、右検査は、本件白靴に関する松木鑑定と同様、正式の鑑定としてなされたものではなく、隨時検査当局からの要請に基づき、当りをつけるために予備的な検査としてなされたものであつたため、松木医師は、本件白シャツについてはさらに

東北大学医学部法医学教室に鑑定を依頼するよう検査当局に進言したこと。

(四) 弘前市警察署長は、同月一七日、東北大学医学部法医学教室の三木敏行助教授に本件白シャツ外二点の鑑定を嘱託したが、その際の鑑定事項は、(1)被疑者の血液型、(2)本件白シャツに付着している人血につけ血液型はQであるか、(3)臺

である松永夫人の血液（犯行現場の臺に付着していたもの）及び被疑者である原告隆の血液についても鑑定がなされたが、そのため検査本部では、右結果が一応判明した同年九月中ころ、松木医師に右両者を識別する方法がないものかを相談し、その結果Q式血液型検査を試みることになったことと、松木医師は、検査に必要な血清を東北大學法医学教室から譲り受けたうえ、これを使用して、まず臺に付着していた被害者の血液と被疑者の生血につき検査したところ、被害者の血液型はQ型、被疑者のそれはQ型であることが判明したこと、その後同年一〇月ころ、科捜研から返還された本件白シャツにつき同様の検査を行ったところ、本件白シャツ付着の血痕はQ型と判明したこと、このとき血痕試験、人血試験などの他の検査は実施しなかつたこと、しかしながら、右検査は、本件白靴に関する松木鑑定と同様、正式の鑑定としてなされたものではなく、隨時検査当局からの要請に基づき、当りをつけるために予備的な検査としてなされたものであつたため、松木医師は、本件白シャツについてはさらに

東北大学医学部法医学教室に鑑定を依頼するよう検査当局に進言したこと。

(四) 弘前市警察署長は、同月一七日、東北大学医学部法医学教室の三木敏行助教授に本件白シャツ外二点の鑑定を嘱託したが、その際の鑑定事項は、(1)被疑者の血液型、(2)本件白シャツに付着している人血につけ血液型はQであるか、(3)臺

である松永夫人の血液（犯行現場の臺に付着していたもの）及び被疑者である原告隆の血液についても鑑定がなされたが、そのため検査本部では、右結果が一応判明した同年九月中ころ、松木医師に右両者を識別する方法がないものかを相談し、その結果Q式血液型検査を試みることになったことと、松木医師は、検査に必要な血清を東北大學法医学教室から譲り受けたうえ、これを使用して、まず臺に付着していた被害者の血液と被疑者の生血につき検査したところ、被害者の血液型はQ型、被疑者のそれはQ型であるか、というものであったこと、三木教授は、同日から同月一九日まで鑑定をなし、(1)被疑者の血液はB M Q型に属する、(2)本件白シャツにはQ型の血液が付着している、(3)臺床臺にはQ型の血液が付着しているとの結論を得、その旨記載した鑑定書を提出したこと、検察官沖中益太は、同月二〇日ころ、右鑑定書を得て、同月二四日、原告隆を殺人の罪で起訴したこと。

で、B型である旨の記載がないこと、また、鑑定主文には「尚図参のハ点、ニ点について血液試験を行ったところ、顕著な血液反応を示した。」と記載されているのに對し、図参のハ点、ニ点の説明では、いすれも「血液（人血及び血液反応は行わなかつた）」と矛盾する記載がなされていること、したがって、右鑑定書の記載からはそのいすれが真実の鑑定結果を記載したものであるか判断し難く、少なくとも鑑定書の記載の仕方としては極めて不正確、不適當であること、さらに、同鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の項に、「ヘ点及びト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ……」とあるが、図参のト点は斑痕の付着している個所とは認められないこと、また、図四をも合せ考へれば、右「ヘ点及びト点」とあるは「ヘ点及びニ点」の誤りと認められること、加えて、同鑑定書添付の図四の「実物大に謄写した（二四・十一日）」なる記載のカッコ内は何を意味するのか不明であることなど鑑定書の記載内容に明白な誤りや矛盾点、不明確な点が多いこと、同鑑定書は、鑑定人松木明、同■の共同作成名義となっているが、■は、弘前市警察署刑事課鑑識係に所属して、同人には捜査本部鑑識班の一員として指紋採取などの鑑識活動に従事していたこと、同人は、県立弘前中学校卒業後、約五年間国立弘前高等学校（いすれも旧制）の聽講生を経て警察官となり、昭和一八年ころ一旦依頼退職した後、終戦後再就職し、昭和二十四年四月ころ

から弘前市警察署に技手として勤務していいた者であり、聽講生をしていた当時、同校物理學教室の実験助手をした経験はあるものの、本件発生当時は鑑識係の技手としてわずか数ヶ月の経験を積んだのみであり、他に鑑識に関する講習等を受けたこともなく、ましてや血液に関する鑑定をしたことなど一度もないこと、したがって、同人は、本件血液を鑑定するにつき特別の学識経験を有していなかったというべきであること。

以上の各事実が認められる（）。△証拠判斷略▼

右事実によれば、検察官沖中益太は、科捜研における■・平嶋鑑定をもつてしては本件白シャツに付着していた汚斑が人血であることを証明するには不十分であると考え、右鑑定人両名に対し、その鑑定結果について補足説明を求めるべく、昭和二十四年一〇月一四日付捜査嘱託書により、東京地方検察庁にその検査を依頼しているのであつて、そのことからすれば、同検察官は、

中益太は、右松木・■鑑定書の作成経緯について補足説明を求めるべく、昭和二十四年一〇月一四日付捜査嘱託書により、東京地方検察庁にその検査を依頼しているのであつて、そのことからすれば、同検察官は、

本件白シャツに付着している汚斑が人血であることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

本件白シャツに付着していることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

本件白シャツに付着していることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

本件白シャツに付着していることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

本件白シャツに付着していることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

本件白シャツに付着していることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

本件白シャツに付着していることを認めたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、

（1）昭和二十四年八月八日ころ、原告隆方宅の東側隣家である■方玄関前の敷石上に斑痕六点が発見されたこと、これらは存しなかつたことが認められ、また、前記1（ハ）説示の事実関係によれば、検察官沖中益太は、右松木・■鑑定書の作成経緯等に関する右事実を十分承知していたものと推認するのが相当であり、またその職掌柄これを知るべき状況にあつたものといふことがであります。

（2）同月八日ころ、右■方宅地内にある道路側の笹藪の筈の葉に付着していた斑痕七点、原告隆方宅地と■方宅地との境界に設置されていた垣根のうちで原告隆方宅地内にある筈の葉に付着していった斑痕八点が発見されたこと、これら筈の葉に付着していた斑痕につき松木医師に鑑定依頼したところ、あるものは血液で、人血である（血液型は不明）が、あるものは血液でないことが判明したこと。

（3）同月八日ころ、■方藩り門（小門）敷居上に付着していた斑痕二点が発見されたこと、松木医師の鑑定によれば、右斑痕は人血で、その血液型はB型のことであるが、これを裏付ける鑑定書は

項としたこと。その後判明した前記捜査嘱託に対する回答によつても、本件白シャツに付着している汚斑が人血であることは断定しえなかつたこと、他方、松木・■作成の同月一九日付鑑定書（本件白シャツに関する旨記載しているものの、同鑑定書の作成経緯、記載内容の正確性、松木医師はともかく■技手は鑑定人としての学識経験を有していたか否か大きいに疑問の存するこ

となどを調査した場合、刑事裁判の証拠たりうる正式の鑑定書とは到底いえない性質のものであること、本件公訴を提起するまでも、右松木・■鑑定書以外に本件白シャツに人血が付着していることを認める証拠は存しなかつたことが認められ、また、前記1（ハ）説示の事実関係によれば、検察官沖中益太は、右松木・■鑑定書の作成経緯等に関する右事実を十分承知していたものと推認するのが相当であり、またその職掌柄これを知るべき状況にあつたものといふことがであります。

（1）昭和二十四年八月八日ころ、原告隆方周辺の血痕に関する検査について

（1）△証拠略▼によれば、以下の事実が認められる。

3 原告隆方周辺の血痕に関する検査について

（1）本件犯行の翌日、現場付近を捜査した警察官は、弘前市大字在府町■所在の■方敷地内玄関前付近から表門に至る間に五点、右表門に接してその北側にある潛り戸付近の道路から同路を南方に進み、突き当つて西方に曲った同町■

宅前路上に至る間に一八点の血痕が点在しているのを発見したこと、これらの血痕につき、引田教授に鑑定を依頼したところ、いずれも人血にしてその血液型はB型であることが判明したこと。

（2）同年八月八日ころ、同町所在の木村産業研究所前路上において、血痕様斑痕

存しないこと。

(4) 同月一〇日ころ、原告隆宅便所付近の石に付着していた斑痕一点が発見されたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、右斑痕は血液ではないことが判明したこと。

(5)

同月一四日ころ、原告隆方北側の

同市大字覚仙町に所在する ■■■ 方裏入口付近の漬物石上に付着していた斑痕一点

が発見されたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、血液で、人血であり、その血液型はB型であると判明したこと。

(3) ▲証拠略▼によれば、路上から採取した血液、敷石に付着していた血痕、那須方裏方裏から採取した血痕について科接研で鑑定がなされ、その結果いずれも血痕反応は陽性であったが、人血反応は不詳であったこと、血液型はいずれもB型で、路上から採取した血液についてはM型であることまで判明したが、右にいう路上から採取した血液、敷石に付着していた血痕、那須方裏から採取した血痕とは、前記(1)の(1)、(2)、(3)の(3)ないし(5)の各斑痕のいずれを指すか、またそれとは別個のものであるかに定することができない。

四 ▲証拠略▼によれば、以下の事実が認められる。

(1) 前記 ■■■ 方前路上から前記 ■■■

のでは約七五メートルもあること、かかるに、木村産業研究所前から同路を北進し、在府町に突き当った角を西方に曲り、前記 ■■■ 方前路上に至る間の距離は約一九〇メートルであるが、この間には血痕なし血痕様斑痕は一つも存しなかつたこと(別紙三参照)。

(2) ■■■ は、昭和二四年八月七日、警察犬を使って前記 ■■■ 方難座敷東側窓下の草の踏みつけられた跡の裏いを頗りとして二回にわたり犯人の足取りを追跡させたところ、その経路は、右東側窓下から北方へ、次いで西方へ進み、離座敷の南西方向に接続している ■■■ 方母屋をひとまわりして表門付近に出たあと、木村産業研究所との境に近い生垣を抜けて右表門前を南北に走る道路に出、前記路上血痕滴下のあとをたどって同研究所前を北方へ直進し、在府町の丁字路に突き当る少し手前西側の ■■■ 方空地内に入つて同所の井戸右二通の鑑定書をもつて原告隆周辺の血痕様斑痕が被害者の血液に由来するものであると認めるることはすこぶる危険であったといわなければならぬ。

4 ■■■ の供述について

▲証拠略▼によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件発生當時、被害者 ■■■ は、夫藤雄が不在であったので、長女及び群馬県から遊びに来ていた実母 ■■■ が、 ■■■ の順に寝たが、その際部屋にいる。右二通の鑑定書は、前記(1)(5)及び(6)で説示したように、正式の鑑定書といふべき性質のものではなく、検察官沖中益太も右事情を知っていたものと推認されること、右四(1)及び(2)で説示した事実からすれば、 ■■■ 方前から ■■■ 方前を経て木村産業研究所前へ至る路上に点在する血痕が仮りに被害者の血液に由来するものであるとしても、これと原告隆方周辺の血痕ないし血痕様斑痕との間に関連性があるものとはにわかに認め難いこと、さらには、原告隆方周辺の斑痕のうち前記松木鑑定により血液と認められたもののすべてが血痕であつて、しかも犯人が逃走する際滴下もしくは付着せしめたものであると仮定しても、それらの血痕が犯人が原告隆宅へ逃げ込む際に生じたものであるとみると、は、その付着状況からしてあまりに不自然であることに鑑み、公訴提起時において、右二通の鑑定書をもつて原告隆周辺の血痕様斑痕が被害者の血液に由来するものであると認めるることはすこぶる危険であったといわなければならない。

(3) しかるに、 ■■■ は、原告隆が被疑者として逮捕される以前の同月八日、弘前市警察署において、警察官に対し、その晩は寝るとき二燭光の小さな電気をつけているので、娘を殺した犯人の顔はほとんど見えなかつたが、服装だけはだいたい見なつたくらいである旨述べていること。

(3) しかし、 ■■■ は、原告隆が被疑者として逮捕される以前の同月八日、弘前市警察署において、警察官に対し、その晩は寝るとき二燭光の小さな電気をつけているので、娘を殺した犯人の顔はほとんど見えなかつたが、服装だけはだいたい見なつたくらいである旨述べていること。

以上の各事実が認められ、右事実によれば、 ■■■ は犯人の顔をよく見たわけではなく、面通しの際もただ単に犯人の横顔と後姿の輪郭から受けた印象をもつて原告

方前路上を経て前記木村産業研究所前路上に至るまでの間には、前記のとおり血痕が点在し、各血痕間の距離は概ね数メートルないし數十メートルあり、最長のも

隠を観察したに過ぎないものと認められる。

うえ、同女の検察官に対する前記供述がなされた時期も原告隆が被疑者として逮捕された後であることをも考え合わせれば、同女の前記供述をたやすく措信することはできず、したがって、それだけで原告隆が犯人であると認定するには極めて不十分であるといふべきである。

5 犯行の動機等に関する検査について

(1) 検察官は、変態性欲者である原告隆がその満足を得る目的で本件を犯したことを見抜くに公訴を提起したことは起訴状の記載自体から明らかであり、そして、△証拠略によれば、原告隆は、以前 [] の義姉 [] から離婚話の相談を受けたことがあったので、昭和二四年八月一六日ころ、夫の不在中に同女方を訪れ、所用をすませた後、夕飯をご馳走になって同女方に対し、お前の妹である [] の妻が殺されるかも知れないといつたり、 [] 方に遊びに行って泊る際には必ず若い夫婦の傍に寝ていたことがあるばかりでなく、本件後 [] に対して、実際にはその事実がないのに松永夫人を二、三回見たことがあると話したことや、通信警察官を退職後、以前同じ職場にいた女性に対し、全く知らない若い女の写真を見せて、この人妻にもらうのだと話すなど、見栄を張つたり、誇張する一面がある一方、自説をまげない強情な面もあることが認められる。しかしながら、これらの事実だけでは、原

告隆が変態性欲者であるとは断定しえず、

したがって、検察官が本件犯行の動機につき変態性欲者がその満足を得る目的としたことはいささか早計であつて、事の真相を立証しうる証拠を入手していたと認めるに足りる証拠はない。

もつとも、△証拠略によれば、鑑定人丸井清泰は、原告隆の性格に関し、多数の参考人の検査官に対する供述調書を参考し、「表面柔軟に見えながら、内心即ち無意識界には残忍性、サディズム的傾向を包藏しており、相反性の性格的特徴を顯著に示す。精神の深層即ち無意識界には婦人に対する強い興味がうつ積んでいたものとみることができる」と鑑定しているけれども、鑑定書に引用されている参考人らの供述内容を子細に検討しても、原告隆が変態性欲者であると認めるに足る科学的ないし合理的根拠は見い出しができないので、右鑑定書はその前提を欠くものであつて、到底採用の限りではない。

(2) また、△証拠略によれば、原告隆は、昭和二四年八月一〇日ころの晩、 [] 方前で、 [] らと松永事件(本件)の話をしたとき、被害者はメスのようであり、また、同月一六日ころには、 [] に對し、松永夫人が殺された状況を有していたことが認められるのであるから、前示の如き原告隆の言動は必ずしも特異なものとはいはず、ましてや原告隆が犯人であるとの状況証拠としてはあまりに根拠薄弱なものというほかはない。

(3) 以上によれば、原告隆には本件犯行の動機がなく、また、本件発生前後の原告隆の言動も、右(1)で説示した事情を考慮すれば、格別異とするに足りないものであるのみならず、△証拠略によれば、亡 [] は、昭和二四年九月一二日、警察官の取り調べに対し、「尚六日の晩 [] の造花を [] が買いに出て帰ったのは午後一〇時ころで、その時は隆が家に居たということを聞きました。私は妻から八月六日

部屋に侵入する方法や音をたてないで歩く方法についての話をし、さらに泥棒はタン

スを下の方から開けるが、普通の人は上の方から開けるなどと話しており、また、 [] に對しても、人が寝ている部屋に相手に気付かれ難いように入るには寝ている人と呼吸を合わせて入ればよいとか、人の眠っている顔に半紙をぬらして張れば死ぬと話すなど、松永事件に非常に関心を持つていたことが認められるが、本件のようないくら考へても記憶に浮んできませんと述べ、さらに、八月六日の晩は公園に行き、午後一〇時過ぎに帰ったと思うとか、映画館へ「四ッ谷怪談」を見に行き、午後一〇時半ころ帰宅したと述べるなど、検査官に對する供述が目まぐるしく変転した後、再び、八月六日の晩は家にいて外出していないと供述するに至ったことが認められる。

また、△証拠略によれば、八月六日の晩に對する供述が目まぐるしく変転した後、再び、八月六日の晩は家にいて外出していないと供述するに至ったことが認められる。夏ころから定職に就かず、自宅において家事手伝いなどをしながら職を探していたのであり、特に警察官を強く志願していた関係もあって、これまでにも警察の検査に協力していたばかりでなく、本件の検査にも協力するなど犯罪の検査に少なからぬ関心を有していたことが認められるのであるから、前示の如き原告隆の言動は必ずしも特異なものとはいはず、ましてや原告隆が犯人であることが明らかである。

(4) アリバイに関する検査について

△証拠略によれば、原告隆は、警察及び殺害現場の様子を具体的に話したうえ、犯人は容易に判らないといつたり、紙一枚でも人を殺せるとか、人に気付かれないで

び検察官における取調べにおいて、当初

本件が発生した昭和二四年八月六日の晩は向いの [] 方に将棋をさしに行つていいとすれば、その晩は家にいたと思いますと述べ、その後、八月六日のことはいくら考へても記憶に浮んできませんと述べ、さらに、八月六日の晩は公園に行き、午後一〇時ころに帰って寝たはずだと述べ、後一〇時ころに帰って寝たはずだと述べ、

日午後七時ころ、夕飯を食べてから、同月

八日に原告 ■ が田名部で開催される子供の遠唱会に行く際服につけて行く造花を貰いに原告 ■ とともに出かけ、紅いバラの造花を買ってから友人である ■ 宅に立ち寄り、同女と一緒に土手町を散歩し、午後一〇時ころ家に帰ったが、その後原告隆は家におり、その後間もなく原告隆と一緒に一〇畳間に寝た旨証言していること、 ■ は、原一審において、同月六日午後七時半ころ原告 ■ と同 ■ が自宅に立ち寄り、一緒に造花を買いに出かけ、土手町を歩いたのち同女らと別れ、午後一〇時ころ自宅へ帰ったところ、その後同年九月ころ、自宅において、私服の刑事から、「八月六日 ■ と買物に行つたから」と聞かれたので、「行きました。」と答えたが、他に八月六日の晩の行動を聞かれたことはない旨証言していること、右両名の証言は極めて具体的かつ自然で信憑性の高いこと、原告 ■ 、同 ■ は、八月六日の晩買物に出かけたことにつき捜査官の取り調べを受けたことはないことが認められる。右事実の一部は本件公訴提起後に判明したものとはいえる、少なくとも同年九月一二日以降、原告 ■ 、同 ■ 、 ■ を取り調べ、その結果に基づきさらに原告隆を取り調べることにより、同年八月六日午後一〇時ころには原告隆は家におり、その後妹たちと一緒に同じ部屋に寝たことが判明したかも知れず、そして、そのことは、原告隆のアリバイが成立することを推認せしめる極めて重要な証拠であることが

明らかである。

7 その他の捜査について

(1) ▲ 証拠略▼によれば、原告隆は、昭和二四年八月二二日逮捕されて以来一貫して自分は犯人ではないと無罪を主張し続けたことが認められる。もともと、甲第一六号証の一六(原告隆の司法警察員に対する同年九月六日付供述調書)によれば、「去る八月六日のことについて此れ迄色々嘘を申上げ誠に申証ありません。これから正直に申上げます。」との記載に続いて、「此の時午後八時四十五分被疑者は室内から事件発生後一ヶ月犯行当夜の月を眺め全く善に立帰った表情を見せ、今度は謝まりますと過去の罪悪を今此處に自白せんとの態度で本職に申立した。」と記載されていることが認められるが、同調書の記載によつてもその後原告隆は犯行を自白しているわけではなく、八月六日の晩は弘前市百石町の大和館へ「四ツ谷怪談」を見に行き、午後一〇時過ぎころ同館を出て家に帰つて寝た旨本件犯行を否認する供述をしているのであるから、同供述調書中の前記記載は、警察官 ■ の單なる印象を記載したものではないものというべきである。また、甲第一六号証の一一(原告隆の司法警察員に対する同年九月三日付供述調書)によれば、「私が八月六日の午後一〇時二〇分に家に帰つておりますが、若しそれ以後他の何処かで私を見た人があればそれを認めます。又被害者の母が私であるといふのであればそれも認めます。」との供

자체不自然で犯行の自白とはいえない

え、同供述調書中の他の部分では、八月六日の晩は公園へ月を見に行き、午後一〇時二〇分ころ家に帰つて寝たと述べながら、その後の部分では、「私は八月六日午後一〇時二〇分ころ家に帰つたと今まで申し上げておりましたが、それは違うようあります」と述べるなど、同供述調書中の供述は矛盾していく極めて不自然であるから、前記供述部分をとらえて犯行の自白とみることは到底できないというべきである。さらに、▲ 証拠略▼によれば、原告隆は、「裁判の結果無期懲役になろうとどうみるか」と裁判長の認定に任せます、控訴する気持はありません」と述べていることが認められるが、他方、同人は同供述調書中で、「自分は記憶のない点と証人のことで困っている」と、また、「八月六日の晩は大和館に『四ツ谷怪談』を見に行つたと思う」とも述べており、決して犯行を自白しているわけではないのであるから、前記供述をもつて犯行の自白と見ることもできない。

(2) ▲ 証拠略▼によれば、本件犯行に使用された凶器は鋭利な刃物で比較的薄く、刃の幅もあまり広くないうえ、それほど重いものではなく、また、刃渡りを推測するには困難であるが、七センチメートル前後から一五センチメートルくらいまでと推定されること、検察官は凶器が大型ナイフであるとして原告隆を起訴したことが認められる一方、▲ 証拠略▼によれば、原告隆は、昭和二三年五、六月ころ原告 ■ からもらった小型の折込み式ナイフを持っているが、それは同女が以前弘前師団司令部参謀長の給仕をしていたときに同参謀長からもらったもので立派なものであり、他にジャッタナイフや大型ナイフを持っていたことはないことが認められ、他に

本件白シャツは、昭和二四年八月二二日弘前市警察署勤務の司法警察員に押収されたもので、本件の重要な証拠物であったこと、原告隆は、逮捕以来公訴の提起された同年一〇月二十四日までの間、本件白靴に血痕が付着しているはずないと供述してい

たにもかかわらず、この間本件白靴を示されて取調べを受けたことは一度もなかったこと、本件白シャツについても、公訴提起前にこれを示されたうえ弁解を求められたことは一度もないばかりか、本件白シャツに血が付いていることを知らされ、弁解を求められたのは、公訴提起の日である同月二十四日が最初であつたことが認められる。しかしながら、本件白靴と本件白シャツは、本件における最も重要な物的証拠であるうえ、原告隆は「實して犯行を否認しているのであるから、検察官としては、このように重要な物的証拠については、なによりもまずこれを原告隆に示して弁解を求めるべきであるからには反証の機会を与えるなど十分に血が付いていることを知らされ、弁解を求めるべきである。

本件白シャツは、昭和二三年五、六月ころ原告 ■ からもらった小型の折込み式ナイフを持っているが、それは同女が以前弘前師団司令部参謀長の給仕をしていたときに同参謀長からもらったもので立派なものであり、他にジャッタナイフや大型ナイフを持

原告隆が本件犯行に使用されたと思料される凶器を所持していたことを窺わせるに足る確たる証拠はなく、また、凶器が発見されていないことは証拠上明らかである。

以上によれば、凶器に觸する検査の結果によつても、原告隆を犯人とする証拠は何ら存しなかつたとみるべきである。

以上の認定事実を総合すれば、原告は逮捕以来終始一貫して無実を主張し続けていたのであり、しかも同人には犯行の動機とて見当らないうえ、犯行に使用された凶器も発見されていないばかりか、そのような凶器を原告が所持していたとも認められないこと、原告隆方周辺の血痕様斑痕も被害者の血液に由来するものであることを認めるに足る確たる証拠は何一つとして存在せず、目撃者■の検察官に対する供述も、警察官に対する供述と対比検討すれば決定的証拠とはなりえないこと、逮捕状請求の決定的根拠となつた本件白シャツに付着していた血痕は、これが押収されただ後人血でその血液型はB型であると判定されたことがあつたけれども、その後、鑑定の結果、血液であることすら証明されなかつたこと、以上の状況下において、唯この物証である本件白シャツに付着している汚斑が血液であることは判明したものの、さらにそれが人血であるか否かが最も重要な問題となり、検察官沖中益太もこの点に思いを致し、これを確認することが犯人を割り出すために極めて重要であることを十分認識し、この点を解説すべく検査嘱託して、人血と断定しえないと結論を得てい

本件白シャツの血痕についての吟味を打ち切り、人血であることを確認することなく、ただその血液型が被害者のそれと一致することのみを確認しただけで、本件公訴を提起したものと認められる。ところで、仮りに本件白シャツに人血が付着していることを立証しないとすれば、通常の検察官の立場に立ってみても、本件においては他に原告隆が犯人であることを認めるに足ると確たる証拠は何一つ存しないことに帰するすると見るべき事案であるから、有罪判決したものと判断し、殺人罪についての公訴提起を期待しうる合理的根拠が存したとはいえない。したがつて、この時点で、検察官としては、公訴を提起しない事態に立ち至つては、公訴を提起しない事態に立ち至つたものと判断し、殺人罪についての公訴提起を差し控え、さらにこの点の捜査を終し、人血であることを確認したうえ、しかし、人血であるとの確認をしないまま本件公訴を提起したものであつて、本件の公訴提起につき、犯罪の嫌疑が十分で有罪判決を期すべきである。そして、検査段階において収集したすべての証拠を、予断、偏見を捨て公平な立場から総合検討して公訴を提起するか否かを決定することは、検察官にとって最も重要な職務である。したがつて、公訴の提起にあたり、右のような職務上の注意義務を怠った違法があつた場合には、そ

四 公訴追行の違法性及び過失

の違法の態様、程度からして、少なくとも当該検察官に過失があつたと推認するのが相当である。

時、検察官において右古畠鑑定の入手を予定もしくは期待していたことは全く窺われないから、右古畠鑑定が原一審に提出され

く、ただその血液型が被害者のそれと一致することのみを確認しただけで、本件公訴を提起したものと認められる。ところで、仮りに本件由シャツに人血が付着していることを立証しえないとすれば、通常の検察官の立場に立つてみても、本件においては他に原告隆が犯人であることを認めるに足ると確たる証拠は何一つ存しないことに帰するとみるとべき事案であるから、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存したとはいえず、したがつて、この時点で、検察官としては、公訴を提起しえない事態に立ち至つたものと判断し、殺人罪についての公訴提起を差し控え、さらにこの点の検査を尽し、人血であることを確認したうえ、しか

四 公訴追行の違法性及び過失

1 公訴追行も公訴提起と同様、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存しないにもかかわらず、これがなされた場合には、その進行が違法となることは論を俟たないところであり、そして、公訴追行は、検察官の主張である公訴事実（正確には訴因）を自ら入手し、あるいは入手可能な証拠により証明していく過程であるから、公訴の提起が違法である以上、その後の訴訟追行過程で有罪判決を期待しうる合理的根拠が存するに至るなどの特段の事情が生じないと限り、これもまた違法となると解するのが相当である。

(一) 右古畑鑑定がなされた當時本件白シャツに付着していた血痕は、犯行現場の脛表に付着していた血痕と同様の赤褐色を呈していたこと、昭和二四年一〇月一七日ころ、前記三木鑑定がなされた當時本件白シャツに付着していた血痕も赤褐色であったこと、かかるに、それ以前の同年九月一日ころ、科捜研において前記■・平嶋鑑定がなされた當時本件白シャツに付着していた汚斑は褐色であり、さらに同年八月二十四日ころ、前記引田教授が本件白シャツを肉眼

2 そこで、本件についてこれを見るに、△証拠略△によれば、原一審は、本件弁論の全趣旨を検討しても、本件公訴事実は白シャツにつき、弁護人申請の鑑定を採用し、その鑑定を東京大学教授古畑種基に命じたところ、同鑑定人はその作成にかかる鑑定書を提出したので、これが取り調べられたこと、その鑑定主文第一項に「本件白シャツには人血痕が付着していると判定する。」と記載されていることが認められる。そこで、その鑑定結果により、前記説示の公訴進行の瑕疵は治癒され、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存在するに至ったと見うるか否かを検討する。

(一) 前記古畑鑑定人は、一般に血痕は類
似なうちは暗赤褐色を呈し、時日を経過す
るに従つて赤褐色、褐色、帶緑褐色、灰色か
と順次変化するとの見解を有しており、引
田一雄も血痕は古くなればなるほど赤色か
ら灰色に変化するものと考えていること。
(二) 引田一雄は、北海道帝国大学医学部
を卒業したのち、台湾の台北帝国大学医学
部法医学教室に勤務した後、北海道帝国大
学助教授等を経て、本件発生当時は青森医
学専門学校法医学教室の教授であり、台北

帝國大学に在職していた当時「血痕の経時的変色について」と題する研究論文を発表している程の業績をもつ法医学であること、同論文の内容を見るに、同人はろ紙上に家兔血液を一滴滴下したものを作り、これらを屋外、室内、暗所の三条件に分けて実験を試みた結果、(1)暗所に置いた場合血痕はほぼ一週間に至るまで変色し、それ以後は九か月後に至るまで暗赤色の色調を持続する、(2)室内に置いた血痕は九日目ないし一〇日目に至るまで変色を続け、その後は埃の影響を受けない限り九か月後にも至るまで変化しない、(3)直接外気に曝した血痕は、室内及び暗所に置いた血痕に比し速かに黒変し、かつその黒色の度是最も強い、そしてほぼ二週間に至って灰白褐色となり、その後漸次灰白色の度を増加する、(4)白木綿付着の家兔血痕の色は約二か月後屋外では灰白色、室内では赤褐色、暗所でも赤褐色である、と報告していること。

四 右の各見解に従うと、本件発生當時、本件白シャツに人血が付着したとすれば、その血痕の色合いは、原告隆がこれを本件発生後毎日作業用に使用していたとしても、押収された昭和二四年八月二二日当時は黒味を帯びた色合いのものであり、室内に置いたままの状態であつたとすれば赤褐色の色合いを保っていたと推定される。

以上の各事実が認められる。右事実によれば、少なくとも三木鑑定及び古畠鑑定がなされた当時本件白シャツに付着していた

斑痕の色合いや、本件発生当时本件白シャツに血痕が付着したと仮定した場合、本件白シャツが押収された当時における血痕の色合いと引田教授による肉眼検査がなされた当時の斑痕の色合いとの間には明瞭な相違があり、しかも、右認定のような特別の研究業績をもつ引田教授が、本件白シャツ付着の斑痕の色合いにつき、三木鑑定もしくは古畠鑑定にいう「赤褐色」または右に仮定した「黒色」もしくは「赤褐色」を「帶灰暗色」と誤認するようなことはないと解される。してみれば、古畠鑑定当时、本件白シャツに付着していた血痕が、果して引田教授による肉眼検査がなされた當時にも付着していたかどうかについては重大な疑問があるといわざるをえない。そして、△証拠略によれば、検察官としては、原告隆が本件公訴を提起する以前からこの点を強く争っていたことは十分承知していたことが認められるから、検察官としては、古畠鑑定当時における血痕の付着状況と本件白シャツが押収された當時または引田教授による検査がなされた當時における斑痕の付着状況とが同一であることを確認するなどの検査を尽して右疑問点を解明しない限り、前記古畠鑑定書をもつて本件発生當時本件白シャツに人血が付着していることの証拠とはなしえず、したがって、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存在するに至つたともいえないと解するのが相当である。

なお、古畠鑑定当時における血痕の付着状況と本件白シャツが押収された當時または引田教授による検査がなされた當時におけける斑痕の付着状況とが同一であると仮定すると、(1)前記三・二(2)説示のように、本件白シャツにつき、いつたんは引田教授に鑑定依頼がなされたにもかかわらず、その鑑定が終了しないうちに警察官がこれを理由も告げずに持ち帰ったのはいかなる事情によるのか、また、右鑑定依頼の際、本件白シャツは重要な証拠物であるから、本件白靴と同様他の証拠物とは別扱いにされて然るべきところ、他の鑑定物件とともに十把ひとからげにしてこうりに入れ、鑑定人のうちに運び込んだのはなぜか、(2)△証拠略によれば、本件白シャツにつき、昭和二四年一〇月一七日、東北大學の三木助教授に鑑定の依頼がなされ、その鑑定資料は鑑定期間中全部同鑑定人によって保管されていたが、本件白シャツだけは同日 [] 技術的に運び込んだことが認められるが、これはいかなる理由によるのか、(3)△証拠略によれば、検察官沖中益太は、原告隆が本件犯行に使用した凶器を隠匿し、アリバイに関する虚偽の供述をしていると主張していることが認められるが、そうだとすれば、右のように証拠滅失工作までの原告隆が、犯行後逮捕されるまでの間、被害者の返り血をあげたとされる本件白シャツを着て庭仕事をしていったことになるが、それはいかにも不自然であること、(4)前記三・二(1)説示のとおり、原告隆は検査官による取調べを受けた当初から本件犯行を強く否認していたのであるから、検査段階において、本件白シャツを原告隆に示し、弁解を求める

ける斑痕の付着状況とが同一であると仮定

すると、(1)前記三・二(2)説示のように、本件白シャツにつき、いつたんは引田教授に鑑定依頼がなされたにもかかわらず、その鑑定が終了しないうちに警察官がこれを理由

も告げずに持ち帰ったのはいかなる事情によるのか、また、右鑑定依頼の際、本件白シャツは重要な証拠物であるから、本件白靴と同様他の証拠物とは別扱いにされて然るべきところ、他の鑑定物件とともに十把ひとからげにしてこうりに入れ、鑑定人のうちに運び込んだのはなぜか、(2)△証拠略によれば、本件白シャツにつき、昭和二四年一〇月一七日、東北大學の三木助教授に鑑定の依頼がなされ、その鑑定資料は鑑定期間中全部同鑑定人によって保管されていたが、本件白シャツだけは同日 [] 技術的に運び込んだことが認められるが、これはいかなる理由によるのか、(3)△証拠略によれば、検察官沖中益太は、原告隆が本件犯行に使用した凶器を隠匿し、アリバイに関する虚偽の供述をしていると主張していることが認められるが、そうだとすれば、右のように証拠滅失工作までの原告隆が、犯行後逮捕されるまでの間、被害者の返り血をあげたとされる本件白シャツを着て庭仕事をしていったことになるが、それはいかにも不自然であること、(4)前記三・二(1)説示のとおり、原告隆は検査官による取調べを受けた当初から本件犯行を強く否認していたのであるから、検査段階において、本件白シャツを原告隆に示し、弁解を求める

たとみるべき証拠は何ら存しない。

4 以上によれば、訴訟進行の過程において、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存在するに至

存在するに至ったと見るべき特段の事情は存しないにもかかわらず、検察官沖中益太は、公訴を追行し、原一審においては極刑の求刑をなし、これに対し無罪判決が言い渡されるや、前記疑問点を解明することなく控訴を申し立て、さらに原二審担当検察官も原告隆に対する有罪判決を得ることにのみ急であつて、右疑問点を解明しないまま訴訟を追行したことが明らかであるから、原一、二審を通じ本件の公訴追行もまた違法といふべきであり、その違法の態様、程度からして当該検察官に過失があつたと推認するのが相当である。

5 檢察官の本件公訴の提起及び訴訟追行の違法性について、上來認定説示したところによつて、本件公訴提起・追行は国家賠償法上違法行為を構成するものと認められることが明白となつたのであるから、原告らの主張するその余の捜査機関や裁判機関の不法行為についての判断は必要でないと考えるが、なお簡略に付言すると、原告らの主張する本件起訴前の逮捕、勾留、押収・鑑定留置等に関する違法は、本件全証拠を検討するも、これを肯定するに足る確たる証拠は存しないから、この点に関する原告らの主張は理由がない。すなわち、すでに説示した諸事情に照らせば、捜査段階においては原告隆が本件殺人の罪を犯したこと疑うに足る相当な理由があつたものといふことができ、本件事案の性質上、右被疑審において無罪の判決が言い渡されるまで事実により逮捕・勾留・押収・鑑定留置がなされたことはやむを得ない措置といふべきである。

原告らは裁判所の過失をも主張するので言及すれば、上來認定の諸事實に照らせば、原一審における長期の身柄拘束は勿く控訴を申し立て、さらに原二審担当検察官も原告隆に対する有罪判決を得ることにのみ急であつて、右疑問点を解明しないまま訴訟を追行したことが明らかであるから、原一、二審を通じ本件の公訴追行もまた違法といふべきであり、その違法の態様、程度からして当該検察官に過失があつたと推認するのが相当である。

5 檢察官の本件公訴の提起及び訴訟追行の違法性について、上來認定説示したところによつて、本件公訴提起・追行は国家賠償法上違法行為を構成するものと認められることが明白となつたのであるから、原告らの主張するその余の捜査機関や裁判機関の不法行為についての判断は必要でないと考えるが、なお簡略に付言すると、原告らの主張する本件起訴前の逮捕、勾留、押収・鑑定留置等に関する違法は、本件全証拠を検討するも、これを肯定するに足る確たる証拠は存しないから、この点に関する原告らの主張は理由がない。すなわち、すでに説示した諸事情に照らせば、捜査段階においては原告隆が本件殺人の罪を犯したこと疑うに足る相当な理由があつたものといふことができ、本件事案の性質上、右被疑審において無罪の判決が言い渡されるまで事実により逮捕・勾留・押収・鑑定留置がなされたことはやむを得ない措置といふべきである。

七 被告の責任

以上によれば、被告は、検察官が職務を行つて、他人に違法に加えた損害を賠償する責に任ずる地位にあることは当事者間に争いがないから、被告は、国家賠償法一条に基づき、検察官の違法な公訴の提起、追行により原告隆が被つた損害を賠償する責任がある。

八 損害

(一) 原告隆

1 原告隆

（一）逸失利益

▲証拠略によれば、原告隆は、本件公訴提起当時満二六歳の健康な独身青年であつべきであるから、被告の右主張は理由がない。

なお、本件のような身柄拘束中の逸失利益の算定においても生活費を控除すべきか否かの問題があるが、▲証拠略によれば、原告隆は、身柄拘束中も、衣食の差入や家族との面会等のためにある程度の出費をしていることが認められるうえ、元来、被害者の得べかりし収入額から同人が自己の生活のために費消すべかりし金額を控除すべしとされたのは、この点を斟酌したが認められ、他方、同人が、昭和二十四年一〇月二四日から昭和二六年一月一二日まで、及び昭和二七年六月五日から昭和三八年一月八日までの間、被告人もしくは受刑者として身柄を拘束されたことは当事者間に争いがなく、そして、右のような身柄の拘束がなければ右の期間稼働し、相当額の

刑の執行を受けるに至つたが、検察官による本件公訴の提起、追行がなかつたなら、原告隆が被つた後記損害との間にには、本件公訴の提起、追行と原一審における身柄拘束ならびに原二審判決及びその執行等により原告隆が被つた後記損害との間にには相当因果関係があるというべきである。

七 被告の責任

以上によれば、被告は、検察官が職務を行つて、他人に違法に加えた損害を賠償する責に任ずる地位にあることは当事者間に争いがないから、被告は、国家賠償法一条に基づき、検察官の違法な公訴の提起、追行により原告隆が被つた損害を賠償する責任がある。

（一）逸失利益

▲証拠略によれば、原告隆は、本件公訴提起当時満二六歳の健康な独身青年であつべきであるから、被告の右主張は理由がない。

なお、本件のような身柄拘束中の逸失利益の算定においても生活費を控除すべきか否かの問題があるが、▲証拠略によれば、原告隆は、身柄拘束中も、衣食の差入や家族との面会等のためにある程度の出費をしていることが認められるうえ、元来、被害者の得べかりし収入額から同人が自己の生活のために費消すべかりし金額を控除すべしとされたのは、この点を斟酌したが認められ、他方、同人が、昭和二十四年一〇月二四日から昭和二六年一月一二日まで、及び昭和二七年六月五日から昭和三八年一月八日までの間、被告人もしくは受刑者として身柄を拘束されたことは当事者間に争いがなく、そして、右のような身柄の拘束がなければ右の期間稼働し、相当額の

(二)

をこわし、出所後約一年間通院生活を余儀なくされたこと、以上のような服役及び出所後の療養生活のため、同人が結婚したのは四〇歳を過ぎてからであること、本件公訴提起以来再審において無罪が確定するまで、原告隆は勿論、その家族らも社会生活

原告名	拘禁中の逸失利益	慰謝料	刑事裁判費用	刑事補償法により補償を受けた金員	弁護士費用	請求金合計額
隆 と み	三四二四万二七〇〇円	二〇〇〇万円	六〇〇万円	一〇〇万円	四七〇万円	五一九四万五九〇〇円
		五〇〇万円	四五〇万円	四五〇万円	九五万円	一〇四五万円
		三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
		三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
三〇〇万円	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
		一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
		一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
四〇万円	四〇万円	四〇万円	四〇万円	四〇万円	四〇万円	四四〇万円

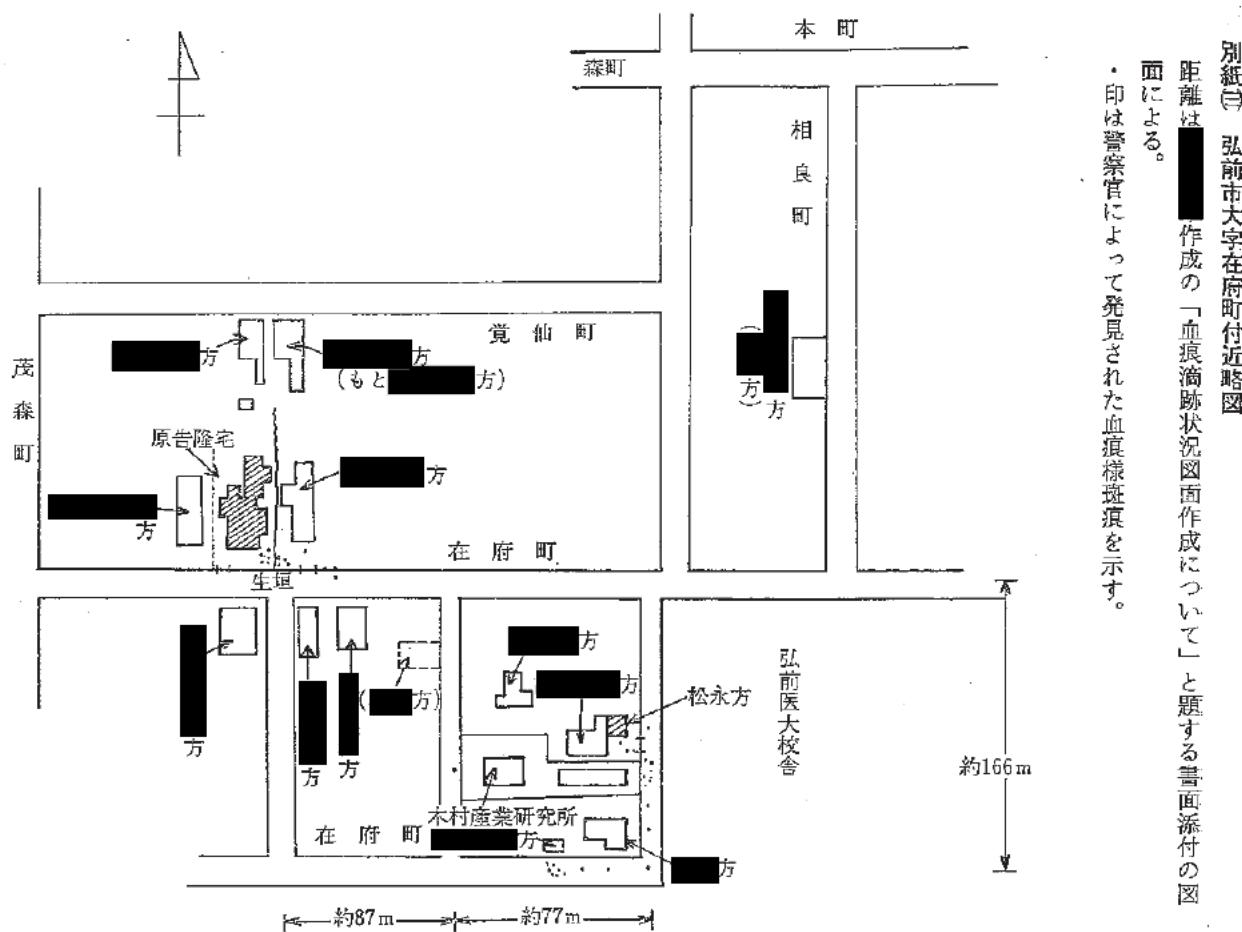
▲証拠略▼に前記一説示の事実を総合すれば、原告隆は、起訴当時二六歳の青年であつたが、無実でありながら、検察官の過失に基づく違法な公訴の提起、進行により、殺人罪という重大な犯罪で被告人の座に立たされたうえ、変態性欲者との汚名まで着せられ、原一審においては極刑の求刑をされて無罪の判決を得たものの、原一審において懲役一五年の判決を宣告され、約一〇年間もの長い間受刑者として服役したうえ、仮出獄後も再審において無罪判決が確定するまでさらに一四年以上も殺人犯としてひっそくした社会生活を余儀なくされ、さらに捜査、公判を通じ終始一貫して無実を訴え、服役中も無実を晴らしたい一心から、なんとか再審請求ができるないもの

において世間から数々のいやがらせを受けたこと、勤務先でも不利益な扱いを受けたことと、那須家は、那須与一の直系の子孫にあたり、源頼朝公から賜った白旗、那須与一宗隆の太刀（昭和一〇年に文部省から重要美術品としての指定を受けている）。那須家系図、甲冑、陣羽織、持小旗、宇都宮俊綱の旗、那須家の家紋入りの古旗など多数の古文書、武具等が家宝として保存され、その一部はかつて秩父宮殿下の台覧に供されたこともあるほど由緒ある家柄であったが、原告隆の裁判費用等にあてるため、これらの家宝の一部を売却し、さらに当時住んでいた弘前市在府町の家屋敷をも売却するなど、一族の名譽を著しく傷つけられたことが認められる。かくて加えて、原告

隆は、起訴以来再審で無実の罪を晴らすまでに二七年以上を要し、この間二十歳代後半から三十歳代にかけて人生の最も有意義な時期を無実の罪により刑務所の中で過すこと強制され、これによつて直接、間接に受けた肉体的苦痛は言うに及ばず、自由を奪われたことにより被つた無念、悔しさなどは、その立場におかれたりでなければ到底理解することができないものであつて、その精神的苦痛は計り知れないものがあるといつても決して過言ではない。これらの事情に後記のとおり、再審請求からその開始決定に至るまでに裁判費用として相当額の支出を要したものと推測されると、逸失利益の算定にあたつては、原則として、その当時の得べかりし収入額を基礎

として計算せざるを得ないが、昭和二四年以降約三〇年間に大幅な貨幣価値の変動があったため、当時の収入額を基礎として算定した場合、その金額は著しく低額となるをえず、したがつて、その額を補償しなければ、被害者の被った損害を填補することにより損害の公平な分担を図ること、国家賠償法の趣旨を全うしえないことに、本件においては得べかりし収入を本訴提起時まで運用すれば得られたであろう利益(原告らは遅延損害金の始期を訴状送達の翌日としたため)が考慮されないことなどの諸点をも斟酌すれば、原告陣の被った精神的苦痛を慰謝する金額としては金二〇〇〇〇万円をもって相当とすべきである。

として計算せざるを得ないが、昭和二十四年以降約三十年間に大幅な貨幣価値の変動があつたため、当時の収入額を基礎として算定した場合、その金額は著しく低額となることをえず、したがつて、その額を補償いただけでは、被害者の被つた損害を填補することにより損害の公平な分担を図ること、国家賠償法の趣旨を全うしないこと、本件においては得べかりし収入を本訴提起時まで運用すれば得られたであろう利益(原告らは遅延損害金の始期を訴状送達の日としたため)が考慮されないことなど、諸点をも斟酌すれば、原告陣の被つた精神的苦痛を慰謝する金額としては金二〇〇万円をもつて相当とすべきである。



別紙四

昭和	月額(円)	年額(円)	拘禁日数	計算方法	逸失利益(円)(円未満切捨て)
24	8,019	96,228	69日	$96,228 \times \frac{69}{365}$	18,191
25	9,687	116,244	1年間		116,244
26	12,200	146,400	12日	$146,400 \times \frac{12}{365}$	4,813
27	14,434	173,208	210日	$173,208 \times \frac{210}{365}$	99,653
28	16,741	200,892	1年間		200,892
29	17,898	214,776	"		214,776
30	18,624	223,488	"		223,488
31	20,201	242,412	"		242,412
32	20,201	242,412	"		242,412
33	19,649	235,788	"		235,788
34	20,522	246,264	"		246,264
35	22,003	264,036	"		264,036
36	23,861	286,332	"		286,332
37	27,174	326,088	"		326,088
38	29,703	356,436	8日	$356,436 \times \frac{8}{365}$	7,812

(注) 1年を365日として計算した。

(合計) 2,729,201円

に要した裁判費用

原告隆は、この点につき種々主張するけれども、本件全証拠によるものその證明が不十分で、他にこれを証するに足る確たる証拠も存しないので、この点に関する主張は理由がないというべきである。もともと、具体的な数額の算定は不能なるも、同原告が相当額の費用の支出を余儀なくされたであろうことは容易に推測されるが、この点は前記のとおり、慰謝料算定の一事情として考慮するのが相当である。

四 差し引くべき刑事補償金

原告隆が、昭和五二年八月三〇日、刑事補償法に基づく補償金として金一三九九万六八〇〇円の交付を受けており、これをそ
の被った損害額から控除すべきことは同原
告の自陳するところであるから、逸失利益と慰謝料の合計額から右刑事補償金を差し
引くこととする。

五 以上説示したことによれば、原告

隆が本件によって被った損害は前記(一)及び(二)の合計額から前記四の金額を控除した金八七三万二四〇一円となる。

六 弁護士費用

原告隆本人尋問の結果によれば、同人は弁護士に本件訴訟を委任し、相当額の報酬を支払う旨約したことが認められるところ、本件事案の内容、訴訟経過、認容額等諸般の事情を考慮すれば、本件において被告に対し請求しうべき報酬の額は、金八七万円と認めるのが相当である。

(四) 以上によれば、原告隆の損害額は、

前記(一)及び(二)の合計額たる金九六〇万二四

〇一円となる。

2 その余の原告ら

(一) □の財産的損害の相続

原告らは、原告隆の刑事裁判に要する費用を捻出するため、亡■がその所有する土地建物を売却し、その売得金を右費用に充当したことにより被った損害をも賠償すべしと主張するが、しかし、一般に子に対して違法な公訴の提起、追行がなされた場合、通常親に右のような損害が生ずるとはいえないから、本件の違法な公訴の提起、追行と亡■の財産的損害との間には相当因果関係がないというべきである。よって、原告らの右主張は理由がない。

(二) 慰謝料

原告隆を除くその余の原告ら及び亡■は、原告隆の親、妹、弟であり、原告隆が長期の勾留、有罪判決の宣告及びその刑の執行を受けたこととともに、社会生活において、あるいは嫁ぎ先や勤務先において数々の不利益を受け、そのため多大の精神的苦痛を被ったとしても、これらの精神的苦痛は、通常公訴の提起、追行、有罪判決の宣告等に必然的にともなうものであるから、原告隆の無罪が確定し、同人の精神的苦痛が慰謝されることにより当然慰謝される範囲内にあるものと解すべきである。よって、その余の原告らの慰謝料請求は、亡■の慰謝料請求権の相続分をも含めて理由がない。

別紙(一) 公訴事実

被告人は変態性欲者であるが國立弘前大

学医学部教授医学博士松永藤雄妻■当

三十年の美貌に執心し昭和二十四年八月六

日午後十一時頃から同十一時三十分頃迄の間に弘前市大字在府町■

方離座敷の階下十畳間に実母等と枕を並べて就寝熟睡中の■を殺害して変態

性欲の満足を得る目的でその寝室に忍び込

み枕許に座し所携の銃利なる刃物(大型ナ

イフ)を以て同人の頭部を一突きに突き刺

し左側頸動脈同頸静脈同迷走神經等を切斷

し間も無く死亡させて所期の目的を遂げた

つき金九六〇万二四〇一円及びこれに対する本件不法行為の日より後である昭和五二年一〇月二八日から支払いすみまで民法所

定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容し、同原告のその余の請求ならびに同原告

を除くその余の原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴

訟費用の負担につき民事訴訟法九二条、九

三条、八九条を、仮執行の宣言につき同法一九六条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所弘前支部

裁判官 矢崎博一

裁判長裁判官新田誠志及び裁判官渡邊雅

文はいすれも転補のため署名押印すること

ができない。

別紙 準備書面(一)

被告は、本訴の提起を受けて以来、本件ははじめに

再審判決並びに一審以来の刑事記録をつぶさに検討してきたが、その結果、本件刑事事件のきめ手となるべき白ズック靴、同海軍シャツに対し、數次にわたってなされ

た鑑定の経過が、本件刑事案件の正当な理

解のために絶対に欠くことができない事項と思料されるのにかかわらず、その解明が

ほとんどなされていないことに気づき、こ

れを捜査の推移に従つて確定すべく努めて

きたところ、偶々、青森県警察本部鑑識課

にこれまでかえりみられることのなかつた

本件の鑑識関係文書(乙九七乃至一〇六、

一〇九、一一〇、一二三号証等)が保管さ

れていたのを発見し、右文書によって再度

本件刑事記録に検討を加え、そのうえで関

係者に対する調査を実施した。その結果、

本件の捜査過程において原告等主張の如き

証拠偽造等の疑念を差しはさむべき余地は

いささかも存しないことを明白にすること

ができたものと信ずる。

したがつて、本件再審開始決定及び再審

判決は、本件白ズック靴、同海軍シャツに

対する証拠評価を誤り、数多くの重大な事

実を無視乃至誤認してなされたものと断ぜ

ざるを得ず、その判断には到底承服するこ

とはできない。

以下に、本件鑑識関係文書とこれを受け

て右調査の結果を勘案して検討を加えた被

告の主張を詳述する。

第一 事件発生から上告審判決に至る経

緒を、時間的推移に従つて述べると、次のとおりである。

一 事件発生

昭和二十四年八月六日午後二時三〇分ころ、弘前市警察署 ■ ■ ■ 巡査等は、 ■ ■ ■ 等から、同日午後一一時ころ、弘前市大字在府町 ■ ■ ■ 方離座敷 (松永方) 階下一〇畳間ににおいて、右 ■ ■ ■ と就寝していた同女の実娘 ■ ■ ■ (弘前大学医学部教授松永藤雄の妻で当時三〇歳) が何者かによつて殺害された旨の連絡を受け、右現場に急行したところ、被害者 ■ ■ ■ は、銳利な刀物で左側頸部を一突きされ、既に左側頸動脈等切断により出血死しているのを発見した。なお、前記 ■ ■ ■ は、犯行直後現場から逃げていく背丈五尺三寸位で白色半袖シャツ、半ズボンを着用した二〇歳過ぎの犯人とみられる男を目撃していた。そこで、現場に急行した警察官等は直ちに犯人並びに凶器遺留品等の発見に努めたが、これを発見するには至らなかつた。

弘前市警察署は、捜査本部を設置 (別紙特捜本部編成表のとおり) し、青森県警察本部から ■ ■ ■ 警部、 ■ ■ ■ 巡査部長等の応援派遣をえた。

翌七日、現場付近の綿密な見分を実施し、午前六時ころには、 ■ ■ ■ 巡査部長等により、前記 ■ ■ ■ 宅内 (右松永方玄関前から門に至るまで) に五点、同家前路上より ■ ■ ■ 宅前路上までに一八点の血痕が、また松永方東側窓下に犯人の足跡と思われる草を踏んだ跡が、それぞれ発見さ

れた。次いで、午前一〇時ころ、 ■ ■ ■ 所有の警察犬に右松永方東側窓下の足跡の臭いをかがせたうえ、その臭いを伝つて歩

かせたところ、犬は右血痕のある道を歩行して ■ ■ ■ 方前で水を飲み、更に木村産業研究所へ至るや、その場で犬は廻りはじめ、みると小指の先の半分位の大きさの血痕があつた。犬は更に進んで ■ ■ ■ 方前まで行つて止まり、疲れて動けなくなつた。

翌八日、引き続き見分の結果、 ■ ■ ■ 方屋敷内の敷石小門の敷石や桟の葉、 ■ ■ ■ (原告那須隆の父) 方と ■ ■ ■ 方の間の垣根、更には右那須方に統いて血痕が発見された。

その後、右事実に加え、犯行当日現場付近で犯人と思われる男を目撃した ■ ■ ■ 等から得られた犯人の特徴が、原告那須隆に似ていたこともあって、同人に対する嫌疑は濃厚になり、その動静が注視された。原告那須隆は、これ重視し、午後一一時ころ、 ■ ■ ■ 巡査部長を同道したうえ、松木明医師 (東京帝国大学医学部を卒業し、しばらく同大学法医学教室に籍を置いたことがあり、当時は弘前市公安委員であったが、当地における血液研究者として知られていた) 捜査本部は、本事件発生当初から、同医師に捜査協力を願い、同医師に対する信頼は厚かった。) を訪ね、持参した本件白ズック靴に付着している斑痕の鑑定を依頼した。松木医師は直ちに検査を実施し、その結果、右斑痕は人血である旨判断を把握していたところ、偶々右 ■ ■ ■ から、捜査本部に電話で原告那須隆についての情報提供 (右電話を受けたのは、当直員 ■ ■ ■ 巡査部長である) があつたので、

1 同年八月二一日、捜査本部は、当日原告那須隆が ■ ■ ■ 方に出かけていることを把握していたところ、偶々右 ■ ■ ■ から、捜査本部に電話で原告那須隆についての情報提供 (右電話を受けたのは、当直員 ■ ■ ■ 巡査部長である) があつたので、

つた。

2 同年八月二一日午後四時一五分ころ、 ■ ■ ■ 巡査が右 ■ ■ ■ 方に赴き警察で来たら八月六日にはお前のところに泊つたと言つてく

3 そこで、翌二二日、捜査本部は、本件白ズック靴に付着している人血痕の血液

型の確認を急ぐべく、 ■ ■ ■ 鑑識技官に

対し任意同行を求めた。

ところで、 ■ ■ ■ 警部補は、右那須方居室鴨居にかけてあつた海軍用隔離白色シャツを

■ ■ ■ 巡査は、右白ズック靴を手にしてみたところ、白墨が厚くぬられ血痕とみられる斑痕があつたので、直ちに右 ■ ■ ■ から右白ズ

ク靴一足の提出を受け、捜査本部に持ち

かえつた (なお右白ズック靴の領置調書は、翌八月二二日作成されたため、同日付

の記載がなされている)。

4 捜査本部は、松木医師の本件白ズ

ク靴に関する右鑑定結果を得たことから、

本件白ズック靴の人血痕は、犯行時被

者 (被害者の血液型がB型)

であることは、本事件発生当初に確認され

ていた) が、付着したものとの嫌疑を強め、青森地方検察庁弘前支部検事沖中益太

隆を逮捕する方針を決定し、同日青森地方

裁判所弘前支部に対し、「犯行現場より連

続的に被疑者宅までの路上に血痕があり、

更に被疑者は八月二一日午後五時頃血液の

斑痕では血液型検査をするのに不足であつた。

とて右鑑定作業に協力し、遂に右人血痕の

血液型はB型であると思われる旨の結果を

えた。

認め、これをその場で見分すると血痕とみられる斑痕（左胸付近）を発見したので、重要な証拠品であると思料し、右海軍用開様白色シャツの押収方を ■ 巡査部長に依頼し、自らは原告那須隆の任意同行にあつた（なお、右海軍シャツは当時原告那須隆が着用しており、任意同行を求められるやこれを着がえたものであった）。

■ 巡査部長等は、捜索の結果、凶器を発見することができず、また多数の衣類の存在を認めたが、明らかに血痕とみられる斑痕の付着しているものは、前記海軍用開襟白色シャツ一枚（以下「本件海軍シャツ」という。）のみであったので、これと対をなす鴨居の下にあつたズボン一枚及び違法所持と認められる拳銃一丁をそれぞれ押収した（多数の衣類のなかから本件海軍シャツを押収したことは、捜査員が右証拠品を重視していたことの証左である）。

捜査本部は右押収にかかる本件海軍シャツに付着している血痕とみられる斑痕を重視し、捜査員はいずれもそのころ本件海軍シャツを検分し右斑痕を確認した。なお、同日午後七時三〇分ころ、弘前市警察署において原告那須隆を逮捕した。

四 本件凶器の未発見

ところで、捜査本部は、凶器の発見に全力を擧げるべく、また本件海軍シャツ以外に多数の衣類があった旨の報告に接し、念のため右衣類についても一括押収しておくべきものと判断し、再度翌二三日捜索差押令状の発布を得、 ■ 方を捜索したが、眼目である凶器の発見をなしえず、國

防色ズボン二着、同ワイシャツ一枚、白ワ

レ、斑痕付着（部分）付近を対照の点とし

て考察すべきものである。そして右鑑定

インシャツ六枚、靴下二足、革バンド一本、ノート一冊、小手帳二冊、手紙六五通、名

刺五一枚、赤皮編上靴一足を押収したにとどまつた。

捜査本部はなおも凶器の発見に腐心し、方便所等の捜索に手抜かりがあつたとの判断から、更に翌二四日捜索差押令状の発布を得、捜索したが、遂に凶器を発見することができなかつた。なお、その際

から黒ズボン一着、浴衣一枚、革バンド一本、白ズック靴（運動靴）一足、白運動シャツ一枚の任意提出を受けて領置いた（なお右領置調書は、翌八月二五日作成されたため、同日付の記載がなされている）。

しかし、 ■ 技官は昭和五一年一月九日（再審）公判廷において、「あなたの記憶ですと、海軍シャツは一番最初にどこに鑑定に回されて、その後、どこに回つてと

いう順序になりますか、記憶から」と質問を受け、「松木先生、一番先です。」旨、更に「科捜研に回す前に松木先生が鑑定しました」といういきさつあるんですか」と質問され、「……あるような気がします。」旨証言し、松木医師も同年四月二六日（再審）

公判廷において、本件海軍シャツについて「一番最初に私、見ておりますから、その時切り取つたものと思います。」それは引田先生のところへあげたのは私が調べた感じじゃないかと思いますが。「私が最初にそれを見せてもらって一番先調べたというふうに考えておりますが。」と証言しているのであるから、右両名に十分記憶の喚起を促し、右証言の真偽に慎重な考察が加えられてしかるべきであった。後述するおり、乙一一号証、一二号証の二等には

誤った記載が散見されるが、これは鑑定実験等から相当日時を経過してから書面として作成されたことによるもので、右書証等の鑑定方を依頼し、 ■ 技官をして同医師の鑑定作業に協力させた。

技官は、松木医師の指示により、本件海軍シャツに付着している斑痕のうち乙一一号証（鑑定書）図参記載の「 \otimes 対照の点」とある部分を切りとり、これを検討するも、右点を、誰が、いつ、切りと

要以上にとらわれるべきではない（右書証等の証拠評価は、捜査の推移を念頭において

の結果、本件海軍シャツ付着の斑痕は人血で、且つ、B型であることが判明した。

一方、八月二三日、原告那須隆から血液を採取し、松木医師に右血液型の鑑定を依頼したところ、B型で被害者 ■ の血液型と同一であることが判明した（乙九六号証の一の記載中「昭和二十四年八月二〇日原告那須の血液採取」とあるのは誤記である。右誤記については後述する）。そのため、本件白ズック靴、同海軍シャツ付着の斑痕が、B型であることを確認しただけでは決め手を欠くに至り、更に血液型区別の鑑定が必要となつた。

六 引田医師による鑑定

1 ところでの捜査本部は被害者が弘前軍シャツを重視し、同年八月二三日ころ、松木医師に本件海軍シャツに付着する斑痕の鑑定方を依頼し、 ■ 技官をして同医師の鑑定作業に協力させた。

大学医学部教授の夫人であり、同大学には法医学教室が設置されていたことから、同

大学に鑑定を嘱託することにしたが、當時の検察・警察幹部は、同大学で法医学の講座を担当していた引田一雄医師（北海道帝国大学医学部卒業）の学問上の能力について、かつて ■ にかかる尊属殺害事件において、凶器付着の血液型鑑定を誤った記載が散見されるが、これは鑑定実験等から相当日時を経過してから書面として作成されたことによるもので、右書証等の作成日付及び記載の誤りについては、書

類を置くことができず、そのため、事前に松木医師に鑑定を依頼して一応の判断を得たうえ、引き続き、引田医師に鑑定嘱託することとした（当時大学等の機関でなされた鑑定には、結果が判明するまで相当の日時を要することが通常であったため、その間、捜査方針を決定できないまま徒らに日

2 同年八月二四日引田医師に鑑定嘱託し、まず同月二三日押収にかかる国防色スボン二着、同ワイシャツ一枚、白ワイシャツ六枚、靴下二足、革バンド一本、赤皮編上靴一足(乙八九〇号証)並びに同月二四日任意提出を受けた黒ズボン一着、浴衣一枚、革バンド一本、白ズック靴(運動靴)一足、白運動シャツ一枚(乙九〇号証)を一括して(本件白ズック靴、同海軍シャツは含まれていない)行李に詰め、これを鑑識課履が、引田医師のもとに運び込んだ。

右証拠品は、前記四記載のとおり念のため押収したものにすぎず、素人目にも一見して血痕様の斑痕を認めないものであった。これらについては、検査本部も松木医師に鑑定を依頼することなく、直ちに引田医師のもとに運び込み鑑定を嘱託した。

そして、同日、引田医師から鑑定を実施する旨の連絡を受けた検査本部は、前記山本署長等幹部が、本件白ズック靴を引田医師のもとに持参し、同医師に右ズック靴の斑痕(前記のとおり、既に松木医師により、右斑痕は人血で且つB型である旨の鑑定を得ていた)の鑑定を依頼し、その実施に立会った(引田医師が昭和五一年四月二六日(再審)公判庭において鑑定物件が運び込まれた経緯について、「ズックはそれから間もなく、これは被疑者が負いていたくつだというので別個に持つてまいりました。」「……こうりに入れた衣類やなんかを持ってまいりまして、それから次いでズック靴を持ってまいりまして……」旨証言しているのは、まさしく右事実に添うもの

である。なお乙六〇号証参照)。

3 ところが引田医師は、本件白ズック靴についてルミノール反応検査を実施したが、反応を示さず、靴の紐について血液反応検査をしたが、その後の検査活動を理定した(この点は、その後の検査活動を理解するうえで極めて重要である)。引田医

師の右鑑定に接した山本署長等は、松木医師の鑑定結果と全く異なる判断がなされたことに驚愕した。そして引田医師のルミノ

ール反応検査(同医師はこれまで右検査の経験がなかった)が、ルミノール液を噴霧すべき筆で塗りたまつており、その不

手際のため血痕が流され、反応がでなかつたのではないかと疑い、前記のとおり同医

師にかねて不信を抱いていたので、一層不

信を募らせ、このような稚拙な(少なくとも乙六五号証の記載をみると、既に松木医師の鑑定実施により付着血痕が失われた可能性が強いと思われる)、即日検事沖中益太に報告のうえ、直ちに権威筋すなわち東京大学法医学教室ないし科学検査研究所で再鑑定を得た。

4 本件海軍シャツは、この間前記のとおり松木医師のもとで鑑定に供されていた

のであり、次いで引田医師に鑑定依頼され

森県警察隊長に対し、鑑定資料「一被疑者

衣類並に靴、赤草編上靴一足、白色ズック

靴二足(うち一足が本件白ズック靴であ

る)、黒ズボン一枚、海軍白ズボン一枚、

進駐軍放出ワイシャツ一枚、国防色軍隊ズボン一枚、白半袖開襟

公判庭において、引田医師に対する本件海軍シャツの鑑定依頼について尋ねられ、

「これは鑑定を依頼したと思いますが、は

たして鑑定したかどうかということはです

ね。」旨懷疑的な証言(乙六〇号証)をし

たもの)一点、容疑者血液(原告那須隆の生血)一点、路上採取血液三點、計五点

の鑑定方を依頼した(本件白ズック靴、同

海軍シャツだけを取りだして鑑定依頼したのではない)。

5 ところで前同日、検査本部は前記決

定に基づいて、科学検査研究所(以下「科

搜研」という)にその旨の照会をし、「被

害者、容疑者の血液並びに物件を東大法医

師にかねて不信任を抱いていたので、一層不

信を募らせ、このような稚拙な(少なくとも乙六五号証の記載をみると、既に松木医師の鑑定実施により付着血痕が失われた可能性が強いと思われる)、即日検事沖中益太に報告のうえ、直ちに権威筋すなわち東京大学法医学教室ないし科学検査研究所で再鑑定を得た。

6 本件海軍シャツは、この間前記のとおり松木医師のもとで鑑定に供されていた

のであり、次いで引田医師に鑑定依頼され

森県警察隊長に対し、鑑定資料「一被疑者

衣類並に靴、赤草編上靴一足、白色ズック

靴二足(うち一足が本件白ズック靴であ

る)、黒ズボン一枚、海軍白ズボン一枚、

進駐軍放出ワイシャツ一枚、国防色軍隊ズボン一枚、白半袖開襟

シャツ一枚、海軍シャツ四枚(うち一枚が

本件海軍シャツである)、ランニングシャ

ツ一枚、浴衣一枚、靴下二足、靴下止め一

本、赤革バンド二本、計二二点、二血液

松永夫人血液(本件犯行場所の畠に付着し

たもの)一点、容疑者血液(原告那須隆の

生血)一点、路上採取血液三點、計五点

の鑑定方を依頼した(本件白ズック靴、同

海軍シャツだけを取りだして鑑定依頼したのではない)。

7 科学検査研究所における鑑定

1 同年八月二六日弘前市警察署長は青

血痕であり、血液型はB型の反応を示し

た。」旨の鑑定をなし、他の物件について

は特段の検査の必要なく(この点前記六

2記載のとおり検査本部においても同様の

判断をしていた)、「他の資料よりは、血

痕証明至難であった。」旨の鑑定をなし、

また、「三、松永夫人、容疑者、路上採取

の血液は夫々血液型B型を示した。四、又敷石の血痕、那須裏の血痕は血痕反応を認めその血液型はB型と思われる。」旨鑑定した。

4 なお、検察官は、勾留延長の請求をして認容され、九月一一日まで勾留を継続し、翌一二日から同年一〇月一一日までの間、本件犯行が変質者による疑いがあつたので、原告那須隆の精神鑑定のため鑑定留置を請求し、認容された。

5 ところで、前記■、平鷲鑑定書の作成送付が遅延し、科搜研に引渡された前記鑑定物件は、同研究所から九月二五六日ころ国警本部秘書企画課を経由して弘前市警察署長宛に小包郵送されたので、同署に到着したのは、早くても同月三〇日ころであつた。

したがつて、本件白ズック靴と同海軍シャツは、任提領置又は押収の当初から、終始鑑定のために供されていた(本件検査においては、右鑑定こそが最重要であり、ともかくもその結果を得なければ被疑者の弁解の真偽を確認することはできなかつたのである)のであり、検査本部が科搜研から右物件の返還を受けたのが、先のとおり早くとも九月三〇日ころで、既に勾留期間徒過後(しかも、前記のとおり■、平鷲鑑定では、被害者と原告那須隆の血液型は、B M型で同一であるといふのであるから、なお鑑定の必要があった)であるから、その間、原告那須隆に対する取調にあたつて、これを示すことがなかつたからといって、何等あやしむにはあたらない。

八 Q式血液型検査

1 検査本部は、被害者と原告那須隆の血液型が共にB型で同一であると判明した後、前記のとおり科搜研にM N式による血液型の鑑定依頼をする一方、松木医師に被害者と原告那須隆の血液型を区別しうるか否かの鑑定を依頼した。同医師は、松永教授等を介して逐次血清液を入手し、まずM N式検査を実施したが、いずれもM型で区別ができず、更にQ式検査の必要を見るに至り、その結果、遂に被害者はQ型、原告那須隆はQ型で区別し得ることが判明したのである。

右の経緯は松永教授が、昭和二四年一二月一三日(第一審)公判庭において、「本件容疑者が検挙された時も、同人の血が血液型B型である事から判断出来ないという事になりましたから、私は友人へM Nの血液を貰いたいと話したところ届いて来ましたから、松木博士と■技手に更に検査方をして貰いましたが、家内と本件容疑者は共にB M型を呈しました。このB Mの組合せは百人中七人位の割合となつており、これが又鑑別が明らかになりませんでしたから、更にQ型の存在につき調査したいから」と、第一回の「抗Q」と第二回目の「抗Q」とに因つてどうして別な結果が出たかは、電話の話だけでは不明である。当方の第二回に送付したもの及び■技官に差し上げたとなり、容疑者はB M Qとなりました。

このQ型に対し、いうのはQ型を持っていない事を表しております。そこでこの判別により容疑者の衣服持物にB M Qの血液型を有していると間違いないと考えられまることで、同年一〇月一三日付で、■技官が東北大学医学教室三木敏助教授宛に、「(一)九月上旬松永教授を経由して貰った第一回の抗Qにより浸出した被疑者の血液型はQで被害者のものはQであったが、第二回目の送付をうけたもの及び■技官が貰つて来た抗QによるといずれもQとなりました。(二)今回■技官が貰つて来た抗Qによると(B)型血球によれば強い凝集反応を呈し、(O)型については凝集反応を示すものもあり示さぬものもある。(三)以上による(イ)今回回の抗Qは完全に吸着を行つたものであるか、(ロ)右項(イ)の結果は何に起因するか。」旨電話照会し、翌一四日同助教授から「一、一応の鑑定を得たことから、翌一六日前記三木助教授に正式に本件海軍シャツに付着する血痕の鑑定を嘱託することを決定し、その旨鑑定処分許可状の発布を得たうえ、翌一七日■技官に同助教授のもとへ本件海軍シャツ、松永夫人の血液が付着した畳床糞及び原告那須隆の血液(生血)を持参させた。

そして、三木助教授から右のとおりQ式の検査方法について指導を受け、抗Q血清の品質確認をしたうえ、翌一〇月一五日ころ、本件海軍シャツについて、Q式検査を実施し、付着する血痕はQ型であることが判明したのであるが、なお右結果については十分確信できるものではなかつた。本件白ズック靴については、既に数次の鑑定を経て、付着血痕は失なわれていたので、Q式検査は不能であった。

3 検査本部は、右のとおり松木医師から、本件海軍シャツの血痕はQ型である旨一応の鑑定を得たことから、翌一六日前記三木助教授に正式に本件海軍シャツに付着する血痕の鑑定を嘱託することを決定し、その旨鑑定処分許可状の発布を得たうえ、翌一七日■技官に同助教授のもとへ本件海軍シャツ、松永夫人の血液が付着した畳床糞及び原告那須隆の血液(生血)を持参させた。

同助教授は本件海軍シャツの左側襟の左寄り部分を切りとつて検査に供するとともに、同日本件海軍シャツを■技官に返還

した。」旨証言していることからもよく窺い知ることができる。

2 そこで、次にQ式検査の経緯についてみると。検査本部は、前記七、五記載の経緯で、科搜研から鑑定物件の返還を受けたのであるから、松木医師の本件海軍シャツ、同白ズック靴に対するQ式検査は、同年一〇月に至つて開始されたとみられる。

ところで、同年一〇月一三日付で、■技官が東北大学医学教室三木敏助教授宛に、「(一)九月上旬松永教授を経由して貰った第一回の抗Qにより浸出した被疑者の血液型はQで被害者のものはQであったが、第二回目の送付をうけたもの及び■技官が貰つて来た抗QによるといずれもQとなりました。(二)今回■技官が貰つて来た抗Qによると(B)型血球によれば強い凝集反応を呈し、(O)型については凝集反応を示すものもあり示さぬものもある。(三)以上による(イ)今回回の抗Qは完全に吸着を行つたものであるか、(ロ)右項(イ)の結果は何に起因するか。」旨電話照会し、翌一四日同助教授から「一、一応の鑑定を得たことから、翌一六日前記三木助教授に正式に本件海軍シャツに付着する血痕の鑑定を嘱託することを決定し、その旨鑑定処分許可状の発布を得たうえ、翌一七日■技官に同助教授のもとへ本件海軍シャツ、松永夫人の血液が付着した畳床糞及び原告那須隆の血液(生血)を持参させた。

返答を受けていることに鑑みると、前記松木医師及び■技官は、九月上旬ころから何回かにわたり、被害者と原告那須隆の血液型を区別すべくQ式検査を実施し、被害者がQ型、原告那須隆がO型であることがほぼ判明していたこと、しかしQ式は未経験の検査方法であつたため、右鑑定作業は相当の困難を伴つたことを知ることができた。

九 公訴提起

1 検察官は、右三木鑑定を得たことで、本件海軍シャツに付着している血痕は、犯行時、被害者■の血液が付着したものと確信し、前記■、平島鑑定に関する疑点を照会して解明のうえ、同年一〇月二日前記三木鑑定書の送付を受けるや、同日、原告那須隆を本件殺人罪で再逮捕し、同月二十四日、同罪により、青森地方裁判所弘前支部に公判請求した。

2 なお、検察官は、これに先だつ同年一〇月一二日、原告那須隆を銃砲等所持禁止令違反で逮捕し、同月一四日勾留請求して認容され、同月二二日まで勾留したうえ、翌二二日同禁止令違反で前記弘前支部に公判請求している。

一〇 松木医師による鑑定書作成

1 ところで■技官は、松木医師のもとで実施した鑑定結果について、逐次弘前市警察署長宛に鑑定報告書を提出していたのであるが本件公判請求後、右鑑定内容を鑑定書の形式で書証化することとされ、そのころ一括して松木明・■名義の鑑定書が作成された。

2 鑑定書をみると、

このことに関し、山本署長は、右鑑定書について、昭和五一年一月九日(再審)公判庭において、「これは正式のあれば松本さんに依頼した鑑定は、警察の時点にまではないかというような感じいたしました。」旨証言している。

しかし右書証化するにあたり、松木医師のもとでなされた鑑定は、鑑定届の手続をとつてなされたものではなかつたため、

後日になって嘱託書を作成しなければならず、また実際実施した検査日についても正確に記録化されていなかつたため、鑑定書

のものとてなされた鑑定は、鑑定届の手續をとつてなされたものではなかつたため、

八月二〇日」の記載は「昭和二四年八月二

三日」の誤記であり、

四 乙一一二号証の二中の「……(東

北大学にて本撮映後即ち十月十八日頃切り

採り……」とあるのは「十月十七日」の誤

記であり、また「へはロの試験に對照とせ

る(斑痕無き箇所)穴。」とあるのは誤記

で、「へ」の部分は血痕付着部分であつて

正確なまま、いわば鑑定書としての体裁を

整えるだけとも言える不用意な記載がなさ

れることになつたものとしか考えられない。

この間の事情は、松木医師が、右鑑定書

について、昭和五年四月二六日(再審)

公判庭において、「ただ、警察であとのた

めにメモとして取つておきたいというのが

その時の署長並びに県の刑事部長さんの要

望でしたから、その要望にこたえて、簡単

にメモ的程度のものを作つたわけです。」

五、疊表付着の人血痕に於いて、私の検査

した範囲では血液型の異なる血痕は証明で

きない。六、海軍用開襟シャツ付着の人血

痕は昭和二〇年一〇月頃ソーダ溶液で洗濯

する以前に付着したものではあり得ない。

七、一般に血痕についてのQ式血液型の判定可

能期間は大体二~三年位と推測する。

八、白ズック靴には現在人血痕の付着を認め得

ない。

九、邸内より木村産業研究

(一) 乙七七号証中の「昭和二四年八月二〇日」の記載は、「昭和二四年八月二日」の誤記(付言すると■技官は当初から原告那須隆の検査日を八月二〇日と誤解

していふしがある」とみられ、

(二) 乙七八号証中には「一、此の靴は

本年八月 日」と日にちの記載もあ

り、

第一審裁判所は、昭和二五年七月六日、東

京大学教授吉畠種基に対し、本件海軍シャツ、同白ズック靴、疊表(被害者の血痕が付着したもの)等の鑑定を命じ、同教授は

同年七月六日より同年九月二〇日までの間、右鑑定にあたり、「一、海軍用開襟シャツ(本件海軍シャツのこと)には人血痕

が付着しているものと判定する。二、疊表

には人血痕が付着している。三、(4)海軍用

開襟シャツに付着している人血痕の血液型

と疊表に付着している人血痕の血液型とは

完全に一致し同一のものであると推定さ

れる。(同海軍用開襟シャツに付着して

いる人血痕と、疊表に付着している人血痕と

は、その付着の時期に時間的間隔を認める

ことが出来ない。四、海軍用開襟シャツの

人血痕は男女いずれのものか不明である。

五、疊表付着の人血痕に於いて、私の検査

した範囲では血液型の異なる血痕は証明で

きない。六、海軍用開襟シャツ付着の人血

痕は昭和二〇年一〇月頃ソーダ溶液で洗濯

する以前に付着したものではあり得ない。

七、一般に血痕についてのQ式血液型の判定可

能期間は大体二~三年位と推測する。

八、白ズック靴には現在人血痕の付着を認め得

ない。

九、邸内より木村産業研究

性を覆えことになるものではないことに

も、十分配慮されねばならない。

一一 吉畠種基による鑑定

検察官は、同年一〇月三一日第一審第一回公判期日において本件白ズック靴、同海軍シャツを提出した。

第一審裁判所は、昭和二五年七月六日、東京大学教授吉畠種基に対し、本件海軍シャツ、同白ズック靴、疊表(被害者の血痕が付着したもの)等の鑑定を命じ、同教授は同年七月六日より同年九月二〇日までの間、右鑑定にあたり、「一、海軍用開襟シャツ(本件海軍シャツのこと)には人血痕が付着しているものと判定する。二、疊表には人血痕が付着している。三、(4)海軍用開襟シャツに付着している人血痕の血液型と疊表に付着している人血痕の血液型とは完全に一致し同一のものであると推定される。(同海軍用開襟シャツに付着している人血痕と、疊表に付着している人血痕とは、その付着の時期に時間的間隔を認めることが出来ない。四、海軍用開襟シャツの人血痕は男女いずれのものか不明である。

五、疊表付着の人血痕に於いて、私の検査した範囲では血液型の異なる血痕は証明できない。六、海軍用開襟シャツ付着の人血痕は昭和二〇年一〇月頃ソーダ溶液で洗濯する以前に付着したものではあり得ない。

七、一般に血痕についてのQ式血液型の判定可能期間は大体二~三年位と推測する。八、白ズック靴には現在人血痕の付着を認め得ない。

九、邸内より木村産業研究

について、昭和五一年四月二六日(再審)公判庭において、「ただ、警察であとのためには、これまでのところは、本件公判請求後、右鑑定内容を鑑定書の形式で書証化することとされ、そのころ一括して松木明・■名義の鑑定書が作成された。

一〇 松木医師による鑑定書作成

1 ところで■技官は、松木医師のもとで実施した鑑定結果について、逐次弘前市警察署長宛に鑑定報告書を提出していたのであるが本件公判請求後、右鑑定内容を鑑定書の形式で書証化することとされ、そのころ一括して松木明・■名義の鑑定書が作成された。

2 鑑定書をみると、

1 記載の事実を窺い知ることがで

きたわけじゃないんですよ。それみんなあと

にメモ的程度のものを作つたわけです。」

2 記載の事実を窺い知ることがで

きたわけじゃないんですよ。それみんなあと

にメモ的程度のものを作つたわけです。」

3 松木ないし松木・■名義の鑑定書

が、右の経緯で作成された事実は、これら

鑑定書を証拠として評価するにあたり慎重

を要するところはあるが、しかし、それ

が書証として形式上杜撰な点を超えて直ち

に松木医師の鑑定事実及びその結果の正確

性を覆えことになるものではないことに

も、十分配慮されねばならない。

一一 吉畠種基による鑑定

検察官は、同年一〇月三一日第一審第一回公判期日において本件白ズック靴、同海

軍シャツを提出した。

第一 審裁判所は、昭和二五年七月六日、東

京大学教授吉畠種基に対し、本件海軍シャツ、同白ズック靴、疊表(被害者の血痕が付着したもの)等の鑑定を命じ、同教授は

同年七月六日より同年九月二〇日までの間、右鑑定にあたり、「一、海軍用開襟シャツ(本件海軍シャツのこと)には人血痕

が付着しているものと判定する。二、疊表

には人血痕が付着している。三、(4)海軍用

開襟シャツに付着している人血痕の血液型

と疊表に付着している人血痕の血液型とは

完全に一致し同一のものであると推定さ

れる。(同海軍用開襟シャツに付着して

いる人血痕と、疊表に付着している人血痕と

は、その付着の時期に時間的間隔を認める

ことが出来ない。四、海軍用開襟シャツの

人血痕は男女いずれのものか不明である。

五、疊表付着の人血痕に於いて、私の検査

した範囲では血液型の異なる血痕は証明で

きない。六、海軍用開襟シャツ付着の人血

痕は昭和二〇年一〇月頃ソーダ溶液で洗濯

する以前に付着したものではあり得ない。

七、一般に血痕についてのQ式血液型の判定可

能期間は大体二~三年位と推測する。八、

白ズック靴には現在人血痕の付着を認め得

ない。

九、邸内より木村産業研究

所路上を経て、方裏に達する人血痕は、加害者が逃走の際、加害者自身から或いは加害者の携行した物件から血液が滴下して生じたものと考へられるが、加害者の血液によるものか被害者の血液によるものかは不明である。」旨鑑定した。

検察官は乙一三二号証記載のとおり論告した。第一審裁判所は、昭和二六年一月一二日、本件殺人の点について無罪の判決をした。

一二 村上次男による鑑定

検察官は、同年一月一九日仙台高等裁判所に對し、右判決について控訴を申し立てた。

第二審裁判所は、同年七月二七日、東北大学教授村上次男に対し、乙第一三五号証記載事項について鑑定を命じ、同教授は同年八月三日から同二七年一月三日までの間、右鑑定にあたり、

(4) 被害者が本件の記録に記載される様に仰臥し、その右側枕許に加害者が坐り、若しくはしゃがみ、上半身を前屈みにし、右手を以って凶器を刺し、被害者に又本件の記録に記載される様な創を作ったことを基礎とし、加害者がその時証第三号のシャツ（本件海軍シャツのこと）を着て居て、凶器を刺し初めてから抜き終る瞬間迄の間に、被害者の創口からの血液を直接受けたことを前提とすれば、証第三号のシャツの汚斑（既に切りとられてある部分を含む。但し明に血痕でないものやポケット裏の斑痕を除外する）の内、多くのものはそ

生じ得ると考へられる。

証第三号のシャツの汚斑（既に切られてある部分を含む。）の中には、先に述べた

襲撃の際、被害者の刺入口から出た血液が、一旦加害者の体部、

衣類等に付着し、后之を二次的に受けて生じ得ると考へられるものもある。

（2） 本件の被害者が、先に述べた襲撃を受け、母に抱きかかへられ、自己の名を連呼され、夫にひきつづいて、細い、小さい声で、簡単な言葉を述べることはあり得ると考へられる。

第二、以上を要するに、本件捜査の推移は極めて自然で十分理解できるのであり、

確かに捜査技術上稚拙な点のあったことは否めず、非難を加える余地はあるものの、

決して証拠偽造等の疑念を差しはさむべき

事実はいささかも存しないことが明白となつたと信ずるが、更に重要な論点をとりあげて考察を加えることにする。

一 松木明・■の本件白ズック

靴、同海軍シャツに関する鑑定について

1 前記第一、一〇記載のとおり、松木

ないし松木・■作成名義の鑑定書は、鑑

定実施から相当日時の経過した公判請求後

に書証化され、作成日付及び検査実施日付等は、鑑定書としての体裁を整えるだけと

も言える不用意な記載がされたので、形式的記載事項については正確と言い難いので

ある。したがって、右鑑定書記載の検査が現実にいつ実施されたものであるかを確定（このことは、本準備書面の「はじめに」

五年の判決を言い渡した。

右判決に対し原告那須隆並びに弁護人が上告申立がなされたが、同二八年二月一九日上告を棄却され、同年三月三日確定した。

なお、本件については、昭和四六年七月一三日仙台高等裁判所に再審請求、同四九年一二月二三日棄却、同月一九日弁護人異議申立、同五一年七月一三日原決定取消再審開始、同五二年二月一五日控訴棄却、同年三月二日確定している。

第二、以上を要するに、本件捜査の推移は極めて自然で十分理解できるのであり、

確かに捜査技術上稚拙な点のあったことは否めず、非難を加える余地はあるものの、

決して証拠偽造等の疑念を差しはさむべき

事実はいささかも存しないことが明白となつたと信ずるが、更に重要な論点をとりあげて考察を加えることにする。

一 松木明・■の本件白ズック

靴、同海軍シャツに関する鑑定について

1 前記第一、一〇記載のとおり、松木

ないし松木・■作成名義の鑑定書は、鑑

定実施から相当日時の経過した公判請求後

に書証化され、作成日付及び検査実施日付等は、鑑定書としての体裁を整えるだけと

も言える不用意な記載がされたので、形式

的記載事項については正確と言い難いので

ある。したがって、右鑑定書記載の検査が

現実にいつ実施されたものであるかを確定（このことは、本準備書面の「はじめに」

で指摘したとおり、本件の理解のために不

可欠の事項である。）するに当たっては、

原判決を破棄し、原告那須隆に対し懲役一

年を科する判決がなされた。

第二審裁判所は、昭和二七年五月三一日

同書記載の日付を決め手とするることはできない。そこでそもそも鑑定依頼は、検査の必要に応じてなされることに思い至し、ますもって検査の推移を念頭におくことが肝要である。そうすると本件検査は、被害者の血液型がB型であるので、容疑者の着衣等からB型血液付着の確認を得ることがでなければ、本件罪體と結びつきがなると判断されていた第一段階（原告那須隆を逮捕して同人の血液を採取し、被害者と同一のB型であることが判明するまでの段階に該する）、被害者と原告那須隆の血液型をMN式で区別しようと試み、その結果、共にM型であることが判明するまでの第二段階（前記■・平嶋鑑定の時期がこれに該する）。そして、更にQ式で区別しようと試み、被害者がQ型、原告那須隆がA型であることが判明した第三段階（前記三木鑑定の時期がこれに該する）に区分される。

また、松木医師、■技官の鑑定作業は、科搜研における鑑定期間（検査本部が

鑑定物件の返還を受けるまで一か月余ある。）をはさんで前後期に一分される。

まことに、表布にも裏布にも、現在残る汚斑（又はその或るもの）と共に血痕であるとの前提が成立するならば、この斑痕は血液に汚

れた物をこのポケットへ入れた為に生じたであろうと考へられる旨鑑定。

一三 第二審判決及びその後の経過

検察官は乙一三七号証記載のとおり論告した。

第二審裁判所は、昭和二七年五月三日

で指摘したとおり、本件の理解のために不

可欠の事項である。）するに当たっては、

七八号証には、「(一)該ズック靴に付着して居る斑痕は図者のア点、図式のニ点を除いては血液である。(二)該斑痕の血液中、図者とのう及びウ点、図式のウ点のものは人血である。」旨の、各鑑定結果が記載されており、右検査内容は前記第一段階に該ることが理解される。

乙七八号証には、本鑑定は、……「昭和二年十月十七日午後四時に着手し同十八日午後四時に終った。」旨記載されているが、真実右日時に検査を実施したとする。前記第三段階に該当することになり、そうすると、血液型検査を行いながらABO式検査のみでQ式検査を実施していないことは理解し難いことである。右記載はまさしく前に指摘したとおり鑑定書の体裁を整えるための不正確な記載にすぎないのであるからこそ、■技官は、昭和二年一二月一三日(第一審)公判廷において、「(本件白ズック靴を示され)……捜査第一課から送られて来て署長、■警部補外二、三名から夜間識別を松木博士に頼んだが、夜間であつたため出来なかつた様であるからも一回やつて見てくれと言われました。見ると右靴の右外側は相当切り取られた跡があり、又左踵にも血痕らしいものがあるが、これは前記■証言に照らしてみるのがついて居りました。」
「……この鑑定状況を具体的に申しますと先づ靴であります。ルミノール反応を試したところ爪先が著しいB型を示しました。それから何の位

白墨を塗つてあるかを調査すればもと参考になつたと考えましたが、水道の水で洗ったところ、相当の血痕が表われ、これを採血調査した処何れもB型でした。」旨証の記載に合致していることに注意を払わなければならぬ。

また、右証言中にある「夜間識別を松木博士に頼んだが、夜間であつたため出来なかつた様である」とは、前記第一、二、二号証の松木医師が山本署長、■巡査、■巡査部長の訪問を受け、八月二一日午後一時ころから深夜にかけて実施した鑑定を指すものにほかならず、右検査の結果については、山本署長、■巡査のいずれもが、松木医師から人血であると知らされたが、血液型については、記憶がない旨証言して

おり、まさに前記乙七七号証の記載と合致するのである。すなわち、松木名義の乙七七号証は、昭和二四年八月二一日実施の、木・■名義の乙七八号証は翌二三日実施の、各鑑定結果を記載したものなのである。

3 捜査本部は、右鑑定結果を得て、原木・■名義の乙七八号証は翌二三日実施の、各鑑定結果を記載したものなのである。そこで、右検査本部は、右鑑定結果を得て、原木・■名義の乙七八号証は翌二三日実施の、各鑑定結果を記載したものなのである。
2 捜査本部は、右鑑定結果を得て、原木・■名義の乙七八号証は翌二三日実施の、各鑑定結果を記載したものなのである。
3 捜査本部は、右鑑定結果を得て、原木・■名義の乙七八号証は翌二三日実施の、各鑑定結果を記載したものなのである。
4 次に本件海軍シャツについてみると、松木明・■作成名義乙一一二号証の鑑定書一通及び■作成の乙一一二号証の二の報告書(写真添付)一通がある。乙一一二号証の鑑定内容は、「(一)付着

と、松木明・■作成名義乙一一二号証の鑑定書一通及び■作成の乙一一二号証の二の報告書(写真添付)一通がある。乙一一二号証の鑑定内容は、「(一)付着

の」「一、イ、は、ヨ型血液(東北大学にて本撮映後即ち十月十八日(注、前記のとおりQ式検査の鑑定書が存在しないことに注目すべきである。
4 次に本件海軍シャツについてみると、松木明・■作成名義乙一一二号証の鑑定書一通及び■作成の乙一一二号証の二の報告書(写真添付)一通がある。乙一一二号証の鑑定内容は、「(一)付着

の」「一、イ、は、ヨ型血液(東北大学にて本撮映後即ち十月十八日(注、前記のとおりQ式検査の鑑定書が存在しないことに注目すべきである。
4 次に本件海軍シャツについてみると、松木明・■作成名義乙一一二号証の鑑定書一通及び■作成の乙一一二号証の二の報告書(写真添付)一通がある。乙一一二号証の鑑定内容は、「(一)付着

の」「一、イ、は、ヨ型血液(東北大学にて本撮映後即ち十月十八日(注、前記のとおりQ式検査の鑑定書が存在しないことに注目すべきである。
4 次に本件海軍シャツについてみると、松木明・■作成名義乙一一二号証の鑑定書一通及び■作成の乙一一二号証の二の報告書(写真添付)一通がある。乙一一二号証の鑑定内容は、「(一)付着

医師に鑑定嘱託するに至ったのは、主として本件被害者が弘前大学医学部教授の夫人であったためにすぎなかつた。それで弘前市公安委員で当地における血液研究の權威者である松木医師に、まず証拠品等の鑑定を依頼し、一応の判断を得たうえ（早期に検査針を決定する目的もあつた。科捜研の鑑定にみられる）とおり、當時大学等の機関でなされる鑑定には、結果が判明するまで相当の日時を要するのが通常であつた）。引き続き引田医師に鑑定嘱託する方法をとつたのである。

2 次に、昭和二四年八月二十四日ころ、引田医師のもとに運び込まれた鑑定物件について検討する。

引田医師は、前記第一、六、2記載のところ「こうりに入れた衣類やなんか」が持ちこまれ、次いで「ズック靴」が持ちこまれた旨証言している。そこで、右行李のなかに本件海軍シャツが含まれていたかは慎重な考察を要する。

確かに証拠品である衣類、靴等全部を引田医師に鑑定嘱託する手はずであつたことは間違いないであろう。同医師に対する鑑定嘱託書をみると、八月二二日、二三日、二四日方から押收ないし任提領置した全物件（手紙類等は除く。）が記載（本件海軍シャツは「8海軍シャツ四枚」と記載されているうちの一枚とみられる。）されている。ちなみに右嘱託書に記載されている「2白ズック靴一足」とあるのは、本件白ズック靴ではなく、同月二四日任提領置したものである（その後科捜研に

嘱託するにあたり「白色ズック靴二足」と記載されていることからも明白である。）。

ところで、前記第一、六、2記載のとおり、八月二三日、二四日押收ないし任提領置した物件は、念のため押收したものにすぎず、素人目にも一見して血痕様の斑痕は認められないものであつたため、右物件については検査本部も重視していなかつた。

そのため、これらについては、松木医師に鑑定を依頼することなく、直ちに行李に括して詰め（本件海軍シャツは含まれていない）。これを鑑識課屋■が引田医師のもとに運び込んだ。そして、本件白ズック靴は、重要証拠品であるので、引田医師から検査実施の連絡を受けた検査本部が、別途同医師のもとに持参したのである。

それでは、当時本件海軍シャツはどこに所在していたのであるか。前記第一、五、1記載のとおり、検査本部は押收当初から本件海軍シャツを重要視していたのであり、松木医師に、本件海軍シャツに付着する斑痕の鑑定方を依頼し、同医師のもとで検査に供されていたのである。本件海軍シャツは、右検査を経て引田医師のもとに運び込まれる手はずであつたが、その間に同医師が前記第一、六、3記載のとおり、

3 そこで右事実を検証するため、次に引田医師の公判廷における証言を検討することにする。

（第一審）公判廷において、
（1）問 白ズック靴と海軍シャツを鑑定して居ると言ふが、シャツの血痕は古い血だという感じを持つた記憶がないか。

答 シャツも左様であったが、ズック靴の紐は十分古かつたと記憶して居ります。当時私としてはしみが血液であるか何うか確かめ血液なる事が判つたから、人血であるかを認定しなければ意味がないと思つたから、ルミナール、ベンチデジンの各反応を試験したら全然反応が出ませんでしたから、この汚点は血痕であるか何うか疑はしい。たとい反応が出たとしても相当前のものであると言う事が言い得ると思いました。

（2）問 シャツを受取つた時、その付着せる汚点を見たか。

答 見受けました。

問 その際汚点は血液でなく若し血痕であったとしても相当古いものだと言ふのか。

答 鑑定はしませんが見るのは見ました。

問 証人が先程鑑定したと言ふのは嘘か。

答 資料として持つて来たのを見ただけで別に鑑定書は提出して居りません。

問 不正確な記憶で正確な事を言つたと言ふのか。

答 それでシャツは見ただけと言いまし

た。

問 不正確な記憶で正確な事を言つたと言ふのか。

答 古い血とか言う事は難しいのですが、路上の血とシャツ、ズック靴の血と比べてみて色の具合からも違う様であり、特に靴の紐についてはベンチデジン反応試験靴についての印象は比較的強いが、海軍シャツについての印象は極めて薄弱であることが理解される。先にみたとおり、山本署長等監視のなかで、まず本件白ズック靴の鑑定をしたからこそ印象も強く、比較的明

血が古ければ古い程反応が出ない様になつて居ります。

（3）問 海軍シャツの汚点は人血であると言ふ事が判つたか。

答 多分靴の紐と同様為したと記憶して居りますが、明確なる証言をしたいから鉴定して居ると言ふが、シャツの血痕は古い血だという感じを持つた記憶がないか。

質述べて鑑定書をみたうえ、海軍シャツについては一旦取りまして鑑定して居りませんから訂正して置きます。

問 証人は海軍シャツも鑑定した様に述べたが、それも取消さず、その後見ただけだと言うのは何う言ふ証か。

答 鑑定はしませんが見るのは見ました。

問 証人が先程鑑定したと言ふのは嘘か。

答 資料として持つて来たのを見ただけで別に鑑定書は提出して居りません。

問 不正確な記憶で正確な事を言つたと言ふのか。

答 それでシャツは見ただけと言いまし

た。

問 不正確な記憶で正確な事を言つたと言ふのか。

答 古い血とか言う事は難しいのですが、路上の血とシャツ、ズック靴の血と比べてみて色の具合からも違う様であり、特に靴の紐についてはベンチデジン反応試験靴についての印象は比較的強いが、海軍シャツについての印象は極めて薄弱であることが理解される。先にみたとおり、山本署長等監視のなかで、まず本件白ズック靴の鑑定をしたからこそ印象も強く、比較的明

確な証言をし得たものと判断される。

ただし、本件白ズック靴についても、靴を受取って見た時何處かの部分に汚点がなかつたか。

答 全部見ましたが、紐以外の部分には見当りませんでした。

問 又切り取つて居た個所もなかつたか。

答 全然そんな個所がありませんでした。

問 靴の底が切り取られてあつたのではないか。

答 底の部分に白くされて居た個所がありましたが、その他は何もありませんでした。当時の警察官は松木博士の處へ持つて行き見て貰つたとだけ言いました。

問 証人が見た個所は。

答 紐一点だけでした。

問 その他に汚点がなかつたと考えるのか。紐以外の部分には付着して居ても判らなかつたのか。

答 紐が一番目につきましたが、残りの部分は気がつきませんでした。

問 紐以外の部分について居たと言ふことは断定出来ないのか。

答 はい断定出来ません。

問 紐以外の部分について居たと言ふことは断定出来ないのか。

答 はい断定出来ません。

旨（前記第一、一、2記載のとおり、本件白ズック靴は松木医師の検査の際に一部切りとられている。）事実に反する証言をしており、最も入念に検査した本件白ズック靴についてさえ、不正確な証言をしているのである。引田医師の証言の証拠評価には慎重を要すると言わざるを得ない。

(一) ところで引田医師は、同人がみた海軍シャツ付着の斑痕を新旧は別としてそ

もそも血痕様のものと判断していたのか否かについてみると、前記証言からも明らか

なところ、海軍シャツはほとんど関心を示

していなかつたことが理解でき、第一審ではその斑痕について

間シャツについて居た汚点の色は。

問 褶灰暗色の状態のものでした。

問 証人が鑑定した路上の血痕とは色からしても違つて居たか。

答 著名に違つて居ました。

問 証言していた。

問 審) 公判廷においては

二、三點あった記憶があります。

問 肩辺といふのは肩の上の方か。

答 左の肩から胸にかけて赤褐色とは思われない帶灰暗色様のものでした。その個所にあつたかどうかは記憶ありません。

問 帯灰暗色といふのはどんな色か。

答 灰色がかったあせた様な黒ずんだ色といふ意味で、私は帶灰暗色という言葉が一番感じがでるので、此の言葉を使っています。

問 証人は夫は血痕だと思つたか。

答 私は経験からこれは場合によつては血

靴についてさえ、不正確な証言をしているのである。引田医師の証言の証拠評価には

たはずであり、右証言は、にわかに信用し難い（前述したとおり、本件白ズック靴、

かについてみると、前記証言からも明らか

なところ、海軍シャツ以外には、素人目でもよごれ

していかつたことが理解でき、第一審ではその斑痕について

間シャツについて居た汚点の色は。

問 褶灰暗色の状態のものでした。

問 証人が鑑定した路上の血痕とは色から

しても違つて居たか。

答 著名に違つて居ました。

問 証言していた。

問 審) 公判廷においては

あせた様な褐色の斑痕が左の肩の辺に

いたかどうか記憶はないか。

問 開襟シャツに血液らしいものはついて

いたかどうか記憶はないか。

問 二、三點あった記憶があります。

問 肩辺といふのは肩の上の方か。

答 左の肩から胸にかけて赤褐色とは思われない帶灰暗色様のものでした。その個

所にあつたかどうかは記憶ありません。

問 帯灰暗色といふのはどんな色か。

答 灰色がかったあせた様な黒ずんだ色といふ意味で、私は帶灰暗色という言葉が一番感じがでるので、此の言葉を使っています。

問 証人は夫は血痕だと思つたか。

答 私は経験からこれは場合によつては血

靴についてさえ、不正確な証言をしているのである。引田医師の証言の証拠評価には

たことは、浴衣、白ズック靴、革バンド（織い

方）、靴下どめの順で記載されているから、

同海軍シャツ以外には、素人目でもよごれ

していかつたことが理解でき、第一審で

による汚斑は格別、血痕様の斑痕は認めら

れなかったのである。）。

そして昭和五一年四月二六日（再審）公

判廷において、

私は開襟シャツというふうに記憶して

おりますが、四点あつたかどうかこの点ははつきりしませんが、海軍シャツとの

違いはあります。

田医師は同人がみた海軍シャツ付着の斑痕を血痕様のものとは判断していない

ば、引田医師の前記行為は理解し難い。引

田医師は同人がみた海軍シャツ付着の斑痕を血痕様のものとは判断していない

のであります。まさしく本件海軍シャツは、引田

医師のもとに運び込まれてはいないのであ

る。同医師のもとに運び込まれたのは、シ

ヤツについていえば、本件海軍シャツと同

型のもの三枚、類似するもの（進駐軍放出

ワインシャツ一着、白ワインシャツ一枚、白半袖開襟シャツ二枚、ランニングシャツ一枚）五枚、合計八枚であった（本件海軍シ

ヤツは、前記第一、五、1記載のとおり既に松木医師のもとで鑑定のため一部切りと

られたのであるから、右シャツを見分

しながら検査を実施しなかつたとは解し難い。もとより引田医師は右切りとり跡について証言するところがない。

(二) 更に引田鑑定書について検討する。右鑑定書には鑑定を実施した物件とし

て、浴衣、白ズック靴、革バンド（織い

方）、靴下どめの順で記載されているから、

引田医師は右の順に鑑定を実施したとみられる。本件白ズック靴は、前記のとおり引

田医師から検査実施の連絡を受けた検査本

部が、他物件と別途同医師のもとに持参し

たことに鑑みると、同医師は、まず、浴衣

靴下どめの順で実施したとみられる。そ

してみると浴衣は八月二十四日任提領置した

ものを、革バンドは細い方と特定しているか

ら、鑑定物件の革バンド二本共見分したと

みられ、右革バンドは、一方は前同日任提

領置したものであります。同月二三日押

収したもの、靴下どめは領置調書上明瞭で

はないが、前同日押収した靴下に付いてい

たものと解されるから、右事實をみると

は、引田医師は鑑定物件を領置順（鑑定物

件が領置順に整理されていたことの証左で

ある。）に検査を実施したとみられる。

同医師は、「まあ、私としてはそう持つてこられた以上はこれは全部、一応、目を通しまして、そこであら斑痕があるとすればそれについて調べると、そういうつもりでとりかかりました。」「まず、一応疑わしいものと解されるから、右事實をみると

は、引田医師は鑑定物件を領置順（鑑定物

件が領置順に整理されていたことの証左で

もある。）に検査を実施したとみられる。

同医師は、「まあ、私としてはそう持つて

てこられた以上はこれは全部、一応、目を通しまして、そこであら斑痕があるとすればそれについて調べると、そういうつもりでとりかかりました。」「まず、一応疑わしいものと解されるから、右事實をみると

は、引田医師は鑑定物件を領置順（鑑定物

件が領置順に整理されていたことの証左で

もある。）に検査を実施したとみられる。

同医師は、「まあ、私としてはそう持つて

てこられた以上はこれは全部、一応、目を通しまして、そこであら斑痕があるとすればそれについて調べると、そういうつもりでとりかかりました。」「まず、一応疑わしいものと解されるから、右事實をみると

は、引田医師は鑑定物件を領置順（鑑定物

件が領置順に整理されていたことの証左で

ある。）に検査を実施したとみられる。

な」とも当然と言えるのである。

第三 以上を要するに重要な論点をとりあげ考察を加えたが、証拠偽造等の疑念を差しはさむべき事実はいささかも存しない。被告は、原告那須隆が本件白ズック靴、同海軍シャツ付着の血痕は、捜査機関が偽造したものである旨主張（具体的的事実を指摘して主張するものではない。）するので、仮りにそのような想定に立って考察を加えてみると、以下述べるとおり、はなはだ理解し難い矛盾に達着することにならる。

本件白ズック靴は弓田医師が血痕付着を認めない旨の鑑定をなし、次いで科搜研においても本件白ズック靴よりの血痕は証明しえないとしていることは、右ズック靴に人為的な手（偽造）の加えられなかつたことのなによりの証左である。また、第二、一、3記載のとおり本件白ズック靴についてQ式検査がなされていないことは、その後においても人為的な手（偽造）の加えられていないことを示すものである。右事実に照らす時、科搜研に嘱託するにあたり、本件海軍シャツのみを偽造したとするのは、理解し難い。それを疑ぐるのであれば、用意周到な検査機関は、確信筋である科搜研に嘱託するにあたり（特に本件白ズック靴については、血痕付着の積極判断を得ることにその目的があつたといえる。）

逮捕の決定的証拠となつた本件白ズック靴にこそ人為的な手（偽造）を加えて然るべきものである。前記第一、第二記載のとおり、各鑑定を時間的推移（現実に検査を実施した日時）に従い、且つ、本件白ズック靴、同海軍シャツを統一して考察（この点は捜査機関の意図を理解するうえで極めて重要である。）するなら、偽造等の疑惑を差しはさむ余地はない。

二、また、本件海軍シャツ付着の血痕の成因については、控訴審において東北大大学の村上教授が第一、一二記載のとおり鑑定し、多くのものは位置、形、量から考えて本件犯行態様によつて生じ得る（むしろ成因が単純ではないことに注意すべきである。）とされ、特に注目すべきは（本鑑定の主目的でもあつた。）「ポケットの裏に斑痕があつた事実であり、同教授は「この斑痕は血液に汚れた物をこのポケットへ入れたために生じたであろうと考えられる」旨鑑定しているのであって、本件海軍シャツの斑痕状況に人為性を考えることは到底困難である（ポケットの裏に斑痕を偽造するものを予想し難い。）。

三、更に、東京大学古畑種基教授は、昭和二六年八月二一日（第二審）公判庭において、

答　腐敗しないよう又凝固しないよう、血液を処置して置くことあります。尤も絶対的に不可能とは言い切れませんが、シャツにあのような斑点をつけることは困難だと思います。証第三号シャツの血痕が飛沫によつて生じたものと認められるから、その血痕を人工的に付着したものとは認めませんでした。

的なものと認められないと証言しているのである。万一後日作為により付着させられた可能性があるとするにしても、そのためには被害者の血液一しかも腐敗や凝固していない、いわゆる生血一が絶対に必要であることを証言している。捜査機関が、本件発生後被害者のいわゆる生血を保存（当時は技術的に困難である。）していた事実はないし、また検査上その必要はなかつたのである。このことは、原告那須隆を逮捕後、同人の血液を採取して鑑定の結果、被害者と同一のB型であることが判明し、更にABO式以外の血型検査の必要をみると至った際その後の■、平嶋鑑定、三木鑑定等いずれも犯行現場の畠に付着した被害者の血痕を鑑定に供している事実からも容易に知ることができる。

人の感じで表現のし方が違うものですから、本件の色についてはある問題にならないのではないかと思います。

私の赤褐色というのは赤味がとれて褐色となったものを指すのです。現実に右シャツには二様色のものがあった訳ではありませんから、従つて引田先生と私との色に対する判定の相違であると思います。

問 又国家地方警察本部科学捜査研究所法医学課の████外一名作成の鑑定書には「褐色」とあるが、これはどうか。

答 それは広い意味で使つたものと思います。褐色の中には、赤と暗とがあるのです。それ故それはたいした意味はないと思います。

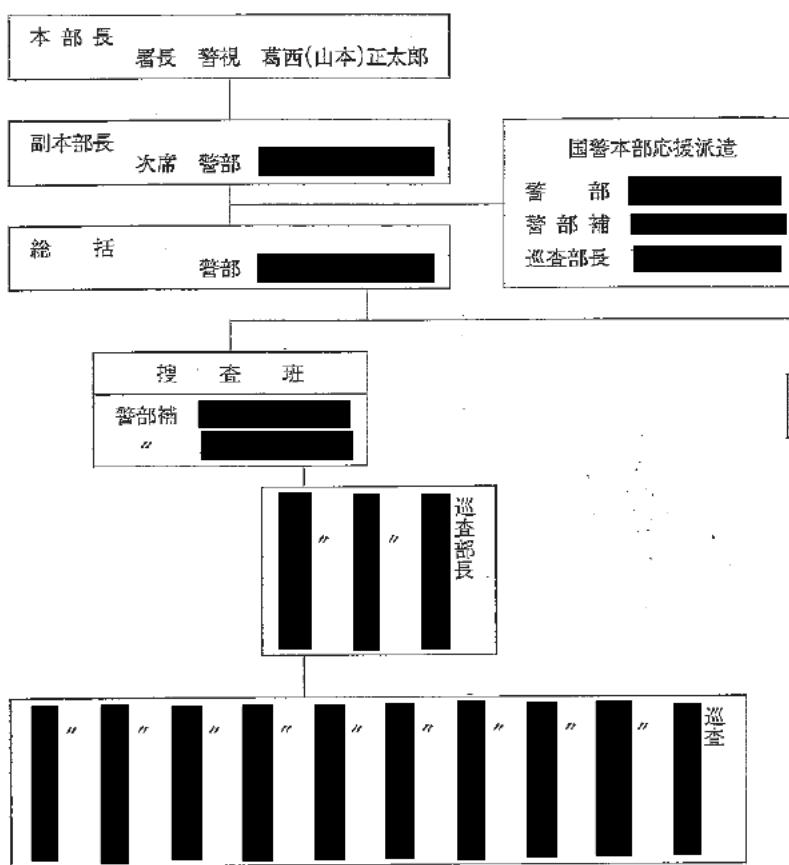
問 色の区別の標準は……。

答 その時の色の度合、溶解の度合でいろいろ呼んでいるのが大体の標準であります。その外に見る人の眼によつても違いますから、はつきり決めることはむづかしいと思います。

旨証言しているとおり、その表現方法が確立（例えば色名帳の如き共通の標準色を設定して表現する）していたわけではなく、各人各様にその感じを表現しているのであります。しかも血液が凝固し変化していく色あるいは複雑で、相当微妙な表現を伴なわざるを得ない（このことは日常経験的に容易に理解し得る。引田医師の前記第二、二、

3、(1)記載の証言でも、血痕という前提であるかは別として、「あせたような褐色」、「灰色がかつたあせた様な黒ずんだ色」と

別紙 特捜本部編成表



昭和24年8月6日

いい、同一色とはいい難い表現をしてい
る。付着斑痕を、血痕と感じたか、その他の
汚れと感じたかの区別は、経験上比較的確
実な証言を求めうると解されるが、血痕の
色あいについて、これを見分した者の表現
の差異をとらえて、過大に証拠評価するの

は当を得ないと考える。再審判決は、「証
人 [] は灰色がかかった赤紫(ぼたん色
がかつたねずみ色)といい、証人山本正太
郎は灰色がかかったピンク(赤みのあるねず
み色)と赤みがかかった鈍い紫色(赤などう
酒のような色)との間の色といい、証人 []
はあかるい紫(藤色)とあかるい赤

は、同じ色合いの印象であるべき筈のものが、
前記色名帖に照らし三者の色合いに濃淡の
相違があることは解せない」とある。本來
過後に右のような証言を求めるが、そもそも、二〇年余りも経
差異を過大に評価するのは正当とはい難
い(既に述べたとおり、 [] 、山本正
太郎、 [] 、松木明等は、再審廷にお
いて極めて率直に証言しているのである
が、記憶喚起のための適切な配慮を欠いた
ため、重要な証言がなされておりながら、
これから多くの重要な事実を引きだす機会
が失なわれている)。

以上詳述したとおり、もとより原告等主
張の如き捜査機関が右証拠品を偽造した事
実は存在しない。

再審判決は、本件白ズック靴及び同海軍
シャツについての鑑定に関し、数多くの重
大な事実を無視乃至誤認したうえで証拠評
価を加えているのであって、到底承服し難
く、この正当性を前提とする本件訴は棄
却されるべきものと信ずる。

別紙 準備書面(1)

被告は、昭和五三年五月二十五日の本件第
三回口頭弁論期日ににおいてなされた証人松
木明、同 [] の各証言を踏まえたう
え、準備書面(1)を次のとおり補足し、右両
名の証言が充分に信用しうることを明らか
にする。

一 被告は、準備書面(1)第一、二、四にお
いて、松木明、 [] 作成名義の本件海軍
シャツに関する鑑定書に記載されている。
「[] 付着せる斑痕イ、ロは血液である。
〔其の血液は人血である。〕其の血液型
はA B O式に於てはB型、Q式に於ては
Q型である。尚図参のハ点、ニ点につ
て血液試験を行つた処顯著な血液反応を
示した。」

旨の鑑定内容は、A B O式検査については
昭和二四年八月二三日ころ実施したもので
あり、Q式検査については同年一〇月一五
日ころ実施したものであり、右二回にわた
る検査結果を一通の鑑定書に記載したもの
であることを指摘した。そして、先日松木
医師、 [] 技官もこれを認める証言をし
た。

ところで、右事実は、前記鑑定書(乙)
一一号証と [] 作成の乙一一号証
の二の報告書(写真添付)とを比較検討す
ることによつても、容易に確認することができる。

すなわち、右報告書中二枚目の写真にか
かる説明記載に、

「四 胸の○○○ ○○○の痕の斜下
方の穴は松木医師の左肩の血痕試験のた
め対照として切りとつた處。」

とあるが、これを前記鑑定書(乙)一一号証

の図参考みると、「胸の○○○ ○○○の
痕」とあるのは「ヘ」と「ニ」の部分
に該り、「斜下方の穴」とあるのは「ト」
の部分に該り、「左肩の血痕」とは「イ」
の部分に該ることが明らかである。そし

とあるが、これを前記鑑定書(乙)一一号証
の図参考みると、「胸の○○○ ○○○の
痕」とあるのは「ヘ」と「ニ」の部分
に該り、「斜下方の穴」とあるのは「ト」
の部分に該り、「左肩の血痕」とは「イ」
の部分に該することが明らかである。そし

てみると、「ト」の部分は「イ」の部分のQ式検査の際に対照として切りとったところなので、鑑定書には血痕付着部分のように記載されているが、右記載は誤記であつたことを知ることができる（なお、右鑑定書図参の「ト」の部分の表示が、他の血痕付着部分の記載と異なり塗りつぶしていないことや、図四の重要な点とみられる斑痕に「ト」の部分の記載がない点に注目すべきである。また、鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の記載中

「ヘ点及びト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ」とあるのは、「ヘ点及びニ点」の誤記ということになる。そもそも「ヘ点及びト点」と記載したのでは「滴下」の表現と翻訳することになるので、右訂正により文意が明瞭となることは、右指摘の正しさを示すに至る（詳しい説明は前記の「ト」の部分に該する「5」及びその両脇汚斑「w」「x」に関する記載、例えば

53 ……h 血液ならば、右稍上又は左稍下から来て当つて出来たであろうとも考へられる。但し、現在資料Gを観察するとxやwは血液の付着する尖つたものが触れて出来たと考へられる。このもに、x、wを描いたとすれば、相反する二つの方向なる点が独特である。hも亦

血痕付着部分である「④対照の点」である部分を切りとつて検査に供し（準備書面④、第一、五、1参考）、その際、前記背面部分を対照の点として切りとつたので

あり、同年一〇月一五日ころ実施したQ式検査においては、血痕付着部分である前記「イ」の部分を切りとつて検査に供し、そのように記載されているが、右記載は誤記であつたことを知ることができる（なお、右鑑定書図参の「ト」の部分の表示が、他の血痕付着部分の記載と異なり塗りつぶしていないことや、図四の重要な点とみられる斑痕に「ト」の部分の記載がない点に注目すべきである。また、鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の記載中

「ヘ点及びト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ」とあるのは、「ヘ点及びニ点」の誤記ということになる。そもそも「ヘ点及びト点」と記載したのでは「滴下」の表現と翻訳することになるので、右訂正により文意が明瞭となることは、右指摘の正しさを示すに至る（詳しい説明は前記の「ト」の部分に該する「5」及びその両脇汚斑「w」「x」に関する記載、例えば

53 ……h 血液ならば、右稍上又は左稍下から来て当つて出来たであろうとも考へられる。但し、現在資料Gを観察するとxやwは血液の付着する尖つたものが触れて出来たと考へられる。このもに、x、wを描いたとすれば、相反する二つの方向なる点が独特である。hも亦

血痕付着部分である「④対照の点」である部分を切りとつて検査に供し（準備書面④、第一、五、1参考）、その際、前記背面部分を対照の点として切りとつたので

あり、同年一〇月一五日ころ実施したQ式検査においては、血痕付着部分である前記「イ」の部分を切りとつて検査に供し、そのように記載されているが、右記載は誤記であつたことを知ることができる（なお、右鑑定書図参の「ト」の部分の表示が、他の血痕付着部分の記載と異なり塗りつぶしていないことや、図四の重要な点とみられる斑痕に「ト」の部分の記載がない点に注目すべきである。また、鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の記載中

「ヘ点及びト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ」とあるのは、「ヘ点及びニ点」の誤記ということになる。そもそも「ヘ点及びト点」と記載したのでは「滴下」の表現と翻訳することになるので、右訂正により文意が明瞭となることは、右指摘の正しさを示すに至る（詳しい説明は前記の「ト」の部分に該する「5」及びその両脇汚斑「w」「x」に関する記載、例えば

53 ……h 血液ならば、右稍上又は左稍下から来て当つて出来たであろうとも考へられる。但し、現在資料Gを観察するとxやwは血液の付着する尖つたものが触れて出来たと考へられる。このもに、x、wを描いたとすれば、相反する二つの方向なる点が独特である。hも亦

血痕付着部分である「④対照の点」である部分を切りとつて検査に供し（準備書面④、第一、五、1参考）、その際、前記背面部分を対照の点として切りとつたので

あり、同年一〇月一五日ころ実施したQ式検査においては、血痕付着部分である前記「イ」の部分を切りとつて検査に供し、そのように記載されているが、右記載は誤記であつたことを知ることができる（なお、右鑑定書図参の「ト」の部分の表示が、他の血痕付着部分の記載と異なり塗りつぶしていないことや、図四の重要な点とみられる斑痕に「ト」の部分の記載がない点に注目すべきである。また、鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の記載中

「ヘ点及びト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ」とあるのは、「ヘ点及びニ点」の誤記ということになる。そもそも「ヘ点及びト点」と記載したのでは「滴下」の表現と翻訳することになるので、右訂正により文意が明瞭となることは、右指摘の正しさを示すに至る（詳しい説明は前記の「ト」の部分に該する「5」及びその両脇汚斑「w」「x」に関する記載、例えば

53 ……h 血液ならば、右稍上又は左稍下から来て当つて出来たであろうとも考へられる。但し、現在資料Gを観察するとxやwは血液の付着する尖つたものが触れて出来たと考へられる。このもに、x、wを描いたとすれば、相反する二つの方向なる点が独特である。hも亦

血痕付着部分である「④対照の点」である部分を切りとつて検査に供し（準備書面④、第一、五、1参考）、その際、前記背面部分を対照の点として切りとつたので

の際、凶器を刺し初めてから抜き終る瞬間に、被害者の創口から直接血液を受けて生ずる可能性は甚だ少ないと考へられる。しかし、先に述べた様に、被害者の創口から出る血液は加害者の右の手拳シャツ、白ズック靴に関する松木ないし松木、■作成名義の鑑定書には誤記や不正確な記載が散見されるのであるが、準備書面(第一、一〇)において述べたとおり、それが意図してなしたものではないため、仔細な検討を加えることによって多くの重要な事実を知ることができるのである。

以上の結果に照らしてみても松木医師及び技官の証言は充分信用しうると言える。

二 ところで、前記「ト」の部分が血痕付着部分でないことが明らかとなつたから、村上次男作成にかかる鑑定書中前記「ト」の部分に該する「5」及びその両脇汚斑「w」「x」に関する記載、例えば

53 ……h 血液ならば、右稍上又は左稍下から来て当つて出来たであろうとも考へられる。但し、現在資料Gを観察するとxやwは血液の付着する尖つたものが触れて出来たと考へられる。このもに、x、wを描いたとすれば、相反する二つの方向なる点が独特である。hも亦

血痕付着部分である「④対照の点」である部分を切りとつて検査に供し（準備書面④、第一、五、1参考）、その際、前記背面部分を対照の点として切りとつたので

の際、凶器を刺し初めてから抜き終る瞬間に、被害者の創口から直接血液を受けて生じ得るとの鑑定結果に合致することになるのであって、このことは極めて重大な事実であると言わざるを得ない。

三 被告は、準備書面(第一、一〇)において、■技官は松木医師のもとで実施し立証上適切ではないとして、松木医師作成の鑑定書を必要とするに至つたのである。

そこで、■技官が鑑定報告書をとりまと

59

ところで、
技官は右の経緯で鑑定書を作成しおえた段階で、もはや鑑定報告書を不必要なものと即断しこれを破棄してしまったため、捜査記録中に右鑑定報告書は現存しない。しかし、鑑定報告書が存在したこととは次の事実からも疑いを容れる余地はない。すなわち、昭和二四年八月二二日付の逮捕状請求書に「……該ズック靴（本件白ズック靴のことである。）を松木医師

である（要するに、乙七八号証は右昭和二年八月二二日付鑑定報告書に基づいて作成されたのであり、その後同報告書は破棄されたため、現存していないのである。乙七八号証には、本鑑定は、「昭和二四年十一月十七日午後四時に着手し同十八日午後四時に終った。」旨記載されているが、右記載は鑑定書の体裁を整えるための不正確な記載にすぎないことは既に指摘したとおり

程度のものというのであるが、当時の捜査の進展状況に照し、また事実三木鑑定等がなされていることを考慮すると、当時の同医師の心情を理解することができ、これを異とするとはできない。このことは、同医師が容易に発見しうる誤記を見落したり、書面中空白箇所をそのままにしていたり、署名も 技官におこなわせていることなどからも窺い知ることができる。

に逮捕状の発布をしたとは到底考えられない。故に右鑑定結果について [] 名義の昭和二四年八月二二日付鑑定報告書が作成され、これが歴明資料となつたとみるはない。以上の事実は、既に準備書面()第一二、一で詳述した本件白ズック靴に関する乙七八号証の鑑定書が昭和二四年八月二二日実施の鑑定結果を記載したものであるとの指摘の正しさを一層明らかにするもの

なお、同医師の証言によると、本件検査
当時の同医師の認識としては、斜視研や三
木敏行作成の鑑定書等が公判廷に提出され
る正規のものであり、自己名義の鑑定書は
検査結果を明瞭かにする検査本部のメモ書

ないが、捜査記録中に右疎明資料は現存していない（乙七八号証は当時作成されていなかつたことが明らかであるから、同書面は疎明資料たり得ない）。しかし、裁判官が右の点に契する何等の疎明資料がないの

めて鑑定書とする作業を行つたのであるが、準備書面(第一、一〇、一記載の事情も加わったうえ、そのとりまとめ方が前述した乙一一号証にみられるように二回にわたる鑑定結果を一回の検査結果として記載するなど極めて軽率かつ稚拙であつたため、誤記等を多々生ずることとなり、また、松木医師もこれに充分検討を加えなかつたため、右誤記等を発見するに至らなかつた。

果、被害者と同様B型なること判明……」と明示して記載していることからみて、捜査本部は松木医師から本件白ズック靴に付着する血痕がB型である旨の鑑定結果を得て逮捕状請求に踏みきつたことが明らかであり、右鑑定結果（その内容は本件白ズック靴に関する乙七八号証の鑑定書と同一である。）を何等かの形式で書証化して右逮捕状を提出する形となると解釈される。

別紙 準備書面(2)

一 本件海軍シャツに関する再審判決の 判断の誤りについて

表面的に鑑定するに止まらず、本筋の医師、**■**技官の鑑定作業の経緯と真相を

三木敏行助教授のもとに本件海軍シャツ等のQ式検査依頼のため来仙している事実があり、右事実をとらえても右記載が不正確なものであることは明白である。)。

以上の次第であるから、松木医師及び
技官のこの点に関する証言も充分信用し

■ 輸出業者シヤンが販賣する前掛便便附の
基本的考察方法を誤った重大な欠陥があ
る。

であるが、更に付言すると、**技官は昭**を加えておく

を加えておく。

解明に不可欠な事実である右鑑定書記載の検査が現実に何時実施されたのか、その検査結果は正しいかという事実確定の必要性の認識において、基本的な視点が完全に欠落しているのである。そればかりでなく、再審判決は、逆に右鑑定書の作成日付検査実施日等についての不用意かつ不正確な記載から、本件海軍シャツ付着の血痕についてありうべからざる事実推定を行う心証を抱くに至ったとしか思わざるを得ないのである。

被告はこのような状況のもとでなされた再審判決の如き「推察」には到底不服することができない。しかし、被告はこの点に関し既に準備書面(一)、(二)において詳述しているのでこれ以上の再論を避ける」ととする。

2 次に再審判決には、本件海軍シャツの押収経緯又は不十分な理解による証拠価値判断の誤りがある。
原第一、第二審で取調済である「昭和二四年八月二二日付捜索差押許可状、司法警察員作成の同日付捜索調書、差押調書、原一審検証調書の各記載および原一審証人■、同那須ともならびに被告人の原一審公判廷における各供述記載」によつて、「被告人は本件で逮捕された当日である昭和二四年八月二二日には、午前八時頃から本件白シャツを着て自宅庭の松の木の手入れをしていたところ、警察官から弘前市警察署までくるように言われたため、同シャツを脱いで被告人方玄関から入って右側八

畳間の東側に接した六畳間の鴨居に打ちつけたあった衣服掛けにこれを掛けた着替えの上同警察署に出頭したが、その後同日午後四時十五分から一時間にわたって警察官により家宅捜索がなされ、本件白シャツが右衣服掛けより押収された旨認定しているが、以下に述べるとおり、はたして前記証拠によって右のように認定しうるかどうかは大いに疑問である。

まず再審判決が掲示する前記証拠のうち、本件海軍シャツの捜索差押状況(右海軍シャツがいかなる場所にいかなる状態で存在したか)の考察にあたっては、捜索、差押調書にこれに関する記載がないため、第一審で昭和二五年六月二七日実施された検証の結果が客観的には唯一にして最も重要な資料であることを銘記しなければならない。そして右資料によれば本件海軍シャツの捜索差押状況については、本件原第一審中に争いとなり、右検証の目的もこれの確定にあつたことを知ることができる。

そこで右検証調書の内容を検討するに、(那須隆)の四名が立会つており、その指示説明は、

(一) 立会人■の指示説明

去年八月二十二日被告人が本件殺人の押収経緯又は不十分な理解による証拠価値判断の誤りがある。

原第一、第二審で取調済である「昭和二四年八月二二日付捜索差押許可状、司法警察員作成の同日付捜索調書、差押調書、原一審検証調書の各記載および原一審証人■、同那須ともならびに被告人の原一審公判廷における各供述記載」によつて、「被告人は本件で逮捕された当日である昭和二四年八月二二日には、午前八時頃から本件白シャツを着て自宅庭の松の木の手入れをしていたところ、警察官から弘前市警察署までくるように言われたため、同シャツを脱いで被告人方玄関から入って右側八

畳間の東側に接した六畳間の鴨居に打ちつけたあった衣服掛けにこれを掛けた着替えの上同警察署に出頭したが、その後同日午後四時十五分から一時間にわたって警察官により家宅捜索がなされ、本件白シャツが右衣服掛けより押収された旨認定しているが、以下に述べるとおり、はたして前記証拠によって右のように認定しうるかどうかは大いに疑問である。

まず再審判決が掲示する前記証拠のうち、本件海軍シャツの捜索差押状況(右海軍シャツがいかなる場所にいかなる状態で存在したか)の考察にあたっては、捜索、差押調書にこれに関する記載がないため、第一審で昭和二五年六月二七日実施された検証の結果が客観的には唯一にして最も重要な資料であることを銘記しなければならない。そして右資料によれば本件海軍シャツの捜索差押状況については、本件原第一審中に争いとなり、右検証の目的もこれの確定にあつたことを知ることができる。

そこで右検証調書の内容を検討するに、(那須隆)の四名が立会つており、その指示説明は、

(二) 立会人那須ともみの指示説明

去年の八月二十二日頃被告人が本件殺人の押収経緯又は不十分な理解による証拠価値判断の誤りがある。

原第一、第二審で取調済である「昭和二四年八月二二日付捜索差押許可状、司法警察員作成の同日付捜索調書、差押調書、原一

審検証調書の各記載および原一審証人■、同那須ともならびに被告人の原一審公判廷における各供述記載」によつて、「被告人は本件で逮捕された当日である昭和二四年八月二二日には、午前八時頃から本件白シャツを着て自宅庭の松の木の手入れをしていたところ、警察官から弘前市警察署までくるように言われたため、同シャツを脱いで被告人方玄関から入って右側八

畳間の東側に接した六畳間の鴨居に打ちつけたあった衣服掛けにこれを掛けた着替えの上同警察署に出頭したが、その後同日午後四時十五分から一時間にわたって警察官により家宅捜索がなされ、本件白シャツが右衣服掛けより押収された旨認定しているが、以下に述べるとおり、はたして前記証拠によって右のように認定しうるかどうかは大いに疑問である。

まず再審判決が掲示する前記証拠のうち、本件海軍シャツの捜索差押状況(右海軍シャツがいかなる場所にいかなる状態で存在したか)の考察にあたっては、捜索、差押調書にこれに関する記載がないため、第一審で昭和二五年六月二七日実施された検証の結果が客観的には唯一にして最も重要な資料であることを銘記しなければならない。そして右資料によれば本件海軍シャツの捜索差押状況については、本件原第一審中に争いとなり、右検証の目的もこれの確定にあつたことを知ることができる。

そこで右検証調書の内容を検討するに、(那須隆)の四名が立会つており、その指示説明は、

(三) 立会人那須ともみの指示説明

去年の八月二十二日頃被告人が本件殺人の押収経緯又は不十分な理解による証拠価値判断の誤りがある。

原第一、第二審で取調済である「昭和二四年八月二二日付捜索差押許可状、司法警察員作成の同日付捜索調書、差押調書、原一

して休んで居ました時に警察官が二人来て
■万の井戸を數へてくれと云つて来まし
たから「何するんだ」と聞きましたら凶器
を探すんだと云つて居りました。それで私
も廢石を糸に結びつけて試してみたりしま
したが何にも反応が出来ませんでしたから帰
りました。その後程なくして警察官が一寸
本署まで来る様にと云つて來たので当時着
て居たシャツを①で脱ぎ鴨居に打ちあつた
服架けにかけて行きました。(以上の傍点は
被告指定代理人)
というのであり、これらの指示説明からど
のようにして再審判決の前記のような認定
に至ったのか理解に苦しむところである。
ちなみに原審(第一、第二審)では、本件
海軍シャツの検索差押状況について判旨す
るところがなく、格別の不審を抱いた節は
みうけられない。
被告としては、もし再審判決が本件海軍
シャツの検索差押状況を確定すべき必要性を
に想いを致したのであれば、乙八六号証を
検討のうえ、少なくともます本件海軍シャ
ツの第一発見者は■か■かを■かを■
明確にすべきものをその解説もせず、どう
いう理由によるのか判然としないが前記の
ような認定をした点には、非難を加えない
わけにはいかない。

本件訴訟において、証人■は、前記
検証調書記載の指示説明のとおりの経緯で
本件海軍シャツを発見したこと、自己が右
シャツの第一発見者であること、本件海軍
シャツに血痕様の斑痕のあるのを認めこれ
を差押えることにしたこと、現場では他の

捜査員らが多くの衣類等を検分中であります。これらと区別するためとりあえず右シャツを鴨居に打ちかけておいたこと、同人は捜索途中で那須隆を同行してその場を立去ったため本件海軍シャツの差押手続を■に指示したことを証言しているのである。■の右証言は■の前記指示説明とも矛盾するわけではなく充分信用し得るだけの内容を有し、たやすく排斥できるものではない。(なお、被告の準備書面)、第一、三本件海軍シャツの押収の記載中「ところが(警部補は、……着がえたものであつた。)」を本準備書面で述べたとおり訂正する。)

このような次第であるから、再審判決が本件海軍シャツの捜索差押状況について述べるところは、到底承服し難く、慎重な検討を要するのである。

3 再審判決の本件海軍シャツ付着血痕の色合いについての判断は、同シャツの証拠価値を否定するため、これを見分した者の表現の差異をことさらにとりあげしたもので、不当である。

さらに再審判決は、鑑定人間あるいは捜査関係者間で、本件海軍シャツ付着の血痕の色合いについて表現の異なることを挙げてゐる。しかし、色の区別は我々の日常経験によらしても微妙かつ困難であるから、その表現の相違は、それ自体を強調するのではなく、全証拠との関連を念頭において適正な証拠評価を試みるべきものである。まして二〇年余りも前に見た色合いについては尙更のことである。このことについて

は、特に捜査関係者の色に関する証言の詳
細に関連して既に準備書面(一)、第三、四で
指摘した。

ところで、そもそも本件海軍シャツ付着
の血痕の色合いに対する各鑑定間の表現
が、再審判決が強調する程相違するといえ
るかおおいに疑問があるので、以下に若干
検討を加えておく。

被告は引田医師のもとに本件海軍シャツ
が運び込まれなかつたこと、従つて同医師
は右シャツの検分をしていないことを強く
主張(準備書面(一)、第二、二参照)するも
のであるが、検分したことがあつたと仮定
しても、刑事事件における引田証言の表現
するところでは、「褪灰暗色」「あせた様
な褐色」「帶灰暗色」「灰色がかつたあせ
た様な黒ずんだ色」などと言つており、科
捜研の鑑定では「褐色」、三木鑑定では「赤
褐色」と表現されている。三木鑑定にいう
「赤褐色」は、同人が古畑教授直系の法医
学者であるから、同教授の「私の赤褐色と
いうのは赤味がとれて褐色となつたものを
指すのです」と証言するのと同趣旨と解せ
られる。そこで、古畑教授の「褐色の中には、赤と暗とがあるのです」「その時の色
の度合、溶解の度合でいろいろ呼んでいる
のが大体の標準でありますから、はつき
り決めることはむずかしいと思います。」
旨の証言に照らして検討してみると、いづれも通常ひらく褐色と呼ばれている範疇の
ものとして了解することが十分可能なので
ある。右相違を過度に強調するならば、各

鑑定の都度原告らが主張するところの偽造がおこなわれたと「推察」する他なく、もはや合理的推測の域を超えることになるであろう（なお、引田医師は、仮に本件海軍シャツを検分したとしても單に一見したに過ぎず鑑定の呈をなしていないこと、その血痕の表現も前記のとおり一貫しておらず、同一色といい難い程証言が変転していること、付着斑痕を血痕と感じたかその他汚れと感じたかの区別さえ明確な証言をしていないこと、同医師の「血痕の経時的変色に就いて」の表現方法は法医学者の共通の認識とはなっていないことなどからみて同証言のみに過大な評価を与えることは不當という他ない。準備書面〔一〕、第一、二参照）。

威筋である科捜研の鑑定後に偽造が行われたと想定すること自体相当無理な設定であることを付言しておく。)に想定するも、右指摘と同様の結果を見るに至ることは、えて述べるまでもないであろう。)

二 原告那須隆を除くその他の原告らの請求について

原告らのうち原告那須隆以外の原告らは、原告那須隆が不法に起訴され有罪の判決を受けたことによって損害を蒙ったとして本件訴を提起し進行しているが、その請求の法律的構成は必ずしも明確ではない。しかし、被告は本件刑事事件の捜査、公訴の提起、追行、裁判になんら違法はないところを主張するので、あえてこの点につき論ずる必要はないのであるが、念のためにこれに關し一言触れておく。

威筋である科搜研の鑑定後に偽造が行われたと想定すること 자체相当無理な設定であることを付言しておく。)に想定するも、右指摘と同様の結果を見るに至ることはあえて述べるまでもないであろう。)

を受けた者の近親者が社会から蒙る事実上の不利益については、むしろそのような不利益な結果をもたらす社会乃至は個々の社会人の側にのみ問題があるからである。

別紙 準備書面四

一 捜査官による原告らに対する取調べについて

■、■、■、■の取調を実施したところ、同女らの司法警察員に対する原告那須隆のアリバイに関する供述は区々で明瞭といい難かったものの、そのなかで捜査当局の注目を引いたのは、右■が原告那須隆は当夜（八月六日）外出し夜おそく帰った旨供述した点であった。その後同女は昭和二四年九月一一日検察官に対し前記供述を概ね維持しながらも、

「本年旧七月十二日すなわち新の八月六日の晩は私は九時一寸前頃自宅の十畳間に一番先に寝……兄隆は私が寝る時はおりません、隆は七時半頃シャツとズボンを着て何処かへ出て行き私が寝る迄は帰

りません。
何処に行つたのか行先をいわないから
知りません。

私は一度眠つてから夜中に目が覚めま
したところ、兄隆は十畳間に寝ておつた
隣の母親と話をしておりました。

その時何処かで氷を削るような音がしておりました。

昨日警察で取調べを受けた時、私は大抵午前三時頃に目が覚めて小便をしに行つてゐるが、八月六日の晩にもそれと同じ

これまでしたから、左様だらうと思ひます。」
吉供述を後退させて いる。

審公判以後においては、いずれも原告那須が「真犯人である旨不動の供述をしている」といふに陥るが昭和二四年八月六日夜在宅し、外出はしなかつたことを一致して証言し、捜査官に対する前記供述を翻えしているのではあるが、公判廷で、原告那須とみ以外には検査官の取調を不当であったと主張する者はいなかった。

そこで、これについて原告那須とみが第一次公判廷で証言するところの、同女が昭和二十四年一〇月一二日検査官から取調を受けた状況をみると、確かに前記のとおり■の供述が後退したことや、他にも検査官からみて、原告那須のアリバイ工作に狂奔しているのではないかと疑わざるを得ない事跡があつたため、強い調子の尋問がなされたであろうくらいの推察をし得るといふ、同女においてこれに強く反発したうえ、供述の途中において興奮して卓をたたき取調の終らぬうち部屋を出て行き、結局調書を作成するに至らなかつたことが認められる。

以上捜査の経過と原告らの供述の推移とを見るならば、本件捜査の過程において捜査官が同人らに対しても威嚇乃至誘導等違法不當な取調を行つたとは到底考へられず、刑事記録からもまた、右事実は容易に確認できるのである。

二 再審判決における■に關する判断について

再審判決は、「本件の真犯人は■である」と断定した。しかし、確かに「■は真犯人を名乗りて以来棄却審、異議審ならびに当審に至るまで一貫して自分が

真犯人である旨不動の供述をしていて」にとを結びつける資料は全く存しないのである。むしろ、再審棄却審が述べるとおり「■の供述自体には直ちにその全体の信憑性を損わしめるというほどの矛盾不合理な箇所はない」というのが正當であろう。

そこで再審判決も■供述の信憑性とは別個に、原二審判決が本件犯行を原告那須隆の犯行と認めざるを得ないとした証拠を逐一検討し、「これをいずれも排斥したうえ、「本件を被告人（原告那須）の犯行と認めるに足る証拠がない」と認定しているのであり、右事実を踏まえて、前記の如く断定するに至つたと解するのが妥当である。しかし、右断定には、前述したとおりいささか飛躍があるといわなければならぬ。もとより、再審判決の核心は右断定にあるのではなく、原二審判決が本件犯行を原告那須隆の犯行と認めた証拠それ自身をとりあげて、積極的に排斥した点にある（右判断に前記■供述は直接のかかわりをもたない。）ことは、いうまでもない（なお、再審判決は、以上の結論こそ再審棄却審と全く異なるものの、その論理構造は同

れた証拠特に本件海軍シヤツ及び白ズック靴の評価をめぐるものであり、要は原告らが真犯人でなければ絶対になし得ないものが主張する如く、捜査当局がこれらを偽造したものであるかにある。そしてこれの判断には、前述のとおり■供述は決め手足りえないのである。言うまでもなく右証拠述べた次第である。

自体をとりあげて虚心に評価すべきが肝要である。以上は当然ともいえるが、本件訴訟の証拠評価における基本的態度として確認しておく必要があるものと考え、あえて述べた次第である。